

危機管理マニュアル

鳥取県立鳥取中央育英高等学校

平成31年4月

目 次

第1章 総則

第2章 災害

第1節 災害発生に対する基本的な考え方

第2節 地震（津波を含む）発生時の対応

- 1 対応の要点
- 2 状況別の基本的対応手順
 - （1） 在校時の対応
 - （2） 登下校時の対応
 - （3） 校外活動時の対応
 - （4） 在宅時（勤務時間外）の対応

第3節 火災発生時の対応

- 1 対応の要点
- 2 状況別の基本的対応手順
 - （1） 在校時の対応
 - （2） 登下校時の対応
 - （3） 校外活動時の対応
 - （4） 在宅時（勤務時間外）の対応

第4節 台風時の対応

- 1 対応の要点
- 2 状況別の基本的対応手順
 - （1） 在校時の対応
 - （2） 登下校時の対応

第5節 大雪時の対応

- 1 対応の要点
- 2 状況別の基本的対応手順
 - （1） 在校時の対応
 - （2） 登下校時の対応

第3章 事件・事故

第1節 不審者侵入時の対応（生徒に危害を加えようとした場合）

- 1 突然の危険な侵入者への対応

第2節 交通事故等の対応

- 1 交通事故の対応
 - （1） 事故発生時の対応
- 2 学校内等での事故の対応
 - （1） 水泳中などに児童生徒が突然倒れた場合の対応
 - （2） 水泳の飛び込み時等に事故が発生した場合の対応

第3節 爆破予告等への対応

- 1 在校時の対応
- 2 在宅時（生徒の登下校中を含む）の対応
- 3 弾道ミサイル発射に係る対応

第4章 疾病等

第1節 食中毒発生時の対応

- 1 初期対応の概要
- 2 職員体制
 - （1）校内対策委員会の設置
 - （2）職員の役割
- 3 関係機関への対応
 - （1）教育委員会への対応
 - （2）保健所への対応
 - （3）食堂への対応
- 4 関係書類等
 - （1）整えておくべき関係書類
 - （2）作成すべき関係書類
- 5 救急体制・連絡網

第2節 感染症発生時の対応

- 1 初期対応の概要
- 2 「伝染病」と「感染症」の定義
- 3 学校における対応
 - （1）学校において予防すべき伝染病の種類
 - （2）基本的な処置及び対応

第3節 薬品事故発生時の対応

- 1 基本的な対応
 - （1）基本的な処置
 - （2）初期対応の概要
- 2 救急体制・連絡網
- 3 盗難及び紛失への対応
 - （1）対応のポイント
 - （2）緊急対応のフロー図
 - （3）その他の配慮事項

第5章 避難所としての学校運営

第1節 学校が避難所となる場合の基本的な考え方

第2節 避難所の運営組織

第3節 避難所設営に係る教職員の対応と運営の在り方

- 1 教職員の対応
- 2 運営の在り方

第 1 章 総 則

鳥取県防災計画や各種の通知等に基づき様々な危機への対応策があらかじめ研究され、実際に危機が発生した場合には的確かつ迅速な対応ができることが求められている。

そこで、それぞれの危機に際して教職員等が個別に対応する時の参考となるよう、各危機ごとに基本的な対応の手順を流れ図にして本書にまとめた。それぞれの危機を想定した訓練を実施し、われわれ教職員及び生徒の危機管理意識を啓発することが必要である。

ただし、本書はあらゆる危機の全てを網羅できてはおらず、現段階で想定できる災害等への一般的対応を示しているに過ぎない。

(1) 災 害

ア 地 震

生徒の在校時、登下校時、校外活動時及び在宅時における①地震発生前（平常時）の避難訓練等、②災害発生時の安全確保の方法等、③発生後の人員確認等の措置等、について教職員の基本的な行動と、地震発生から生徒の保護者への引き渡しまでの対応。

イ 火 災

地震への対応と同様に在校時等の各場面に対応すべき教職員の基本的な行動と、火災発生から生徒の保護者への引き渡しまで対応。

ウ 台 風

台風の接近を予測できることを踏まえ、在校時、登下校時の各場面に応じた教職員の基本的な行動および対応。

エ 大 雪

大雪の発生を予測できることを踏まえ、各場面に対応すべき教職員の基本的な行動および対応。

(2) 事件・事故

ア 不審者侵入時

生徒の在校時における突然の危険な侵入者への教職員の対応。

イ 交通事故

登下校時や校外活動時における生徒の交通事故への教職員の対応。

ウ 学校内等での事故

迅速かつ適切な対応が求められる場面、例えば①生徒が突然倒れた場合、②水泳の飛び込み時における打撲事故の場合、等についての教職員の対応。

エ 爆破予告等

電話、FAX、Eメール等で学校施設等の爆破予告等があった場合の生徒の避難誘導の対応。

(3) 疾病等

ア 食中毒

食中毒と思われる症状が発生した場合の教職員の対応と原因究明までの対応。

イ 感染症

感染症と思われる症状が発生した場合の教職員の対応と感染の拡大を防ぐための対応。

ウ 薬品事故

事故が発生した場合及び薬品が盗難又は紛失した場合の教職員の対応。

(4) 避難所としての学校運営

鳥取県防災計画に基づき避難所としての避難所の運営及び教職員の対応。

第2章 災害

第1節 災害発生に対する基本的な考え方

災害には、地震のように予測が困難なものと、気象災害（台風や大雪など）のように予測可能なものがある。そこで、災害の発生が予測される段階、災害が発生した段階、及び災害発生後の段階で、教職員が適切な行動をとるために、災害に対する基本的な考え方を共通理解しなければならない。

災害の発生が予測される段階

様々な広報媒体や関係機関からの情報に常に関心を持ち、災害発生の可能性やその程度などを予測することは、被害を最小限に食い止めるための大切な取組である。

○気象情報の収集

勤務時間内外を問わず、常に気象情報には関心を持たなければならない。

○関係機関からの情報収集

J R・バス会社・市町村役場等から情報収集する。

○災害発生時の指示・行動の確認・周知

予測される災害の種類と程度を検討して、連絡方法や指示の内容などについて教職員間で確認し、生徒、保護者等へ周知する。

災害が発生した段階

生徒の安全確保・安否確認が教職員の第一の使命であり、その後、安全な場所への避難誘導を行う。

○生徒の安全確保・安否確認

生徒が学校内又は校外活動時にあっては安全確保を、また自宅などの学校外にいる場合は安否の確認を至急に行う。

○避難誘導

安全な場所へ誘導する。その時、頭部を中心に身体の保護と避難時の行動方法を徹底するとともに、臨機に安全な経路を選択して誘導を行う。

災害発生後の段階

生徒の安全確保とともに、保護者への引き渡しをできるだけ確実に行う。

○校内防災対策本部の設置

災害に対する学校の指揮命令系統を明確にし、状況に応じた的確な対応をとる。

（例）安否確認、救護、保護者への連絡、安全点検、応急復旧など

○保護者への引き渡し

生徒を確実に保護者へ引き渡すようにする。

○学校再開への準備

学校が使えなくなった場合、通常の教育活動ができるように準備を進める。

○避難所への対応

教職員は生徒の安全確保と学校再開に向けた行動が第一である。避難所の運営主体は災害対策担当部局が責任を持つが、教職員は可能な限り協力する。

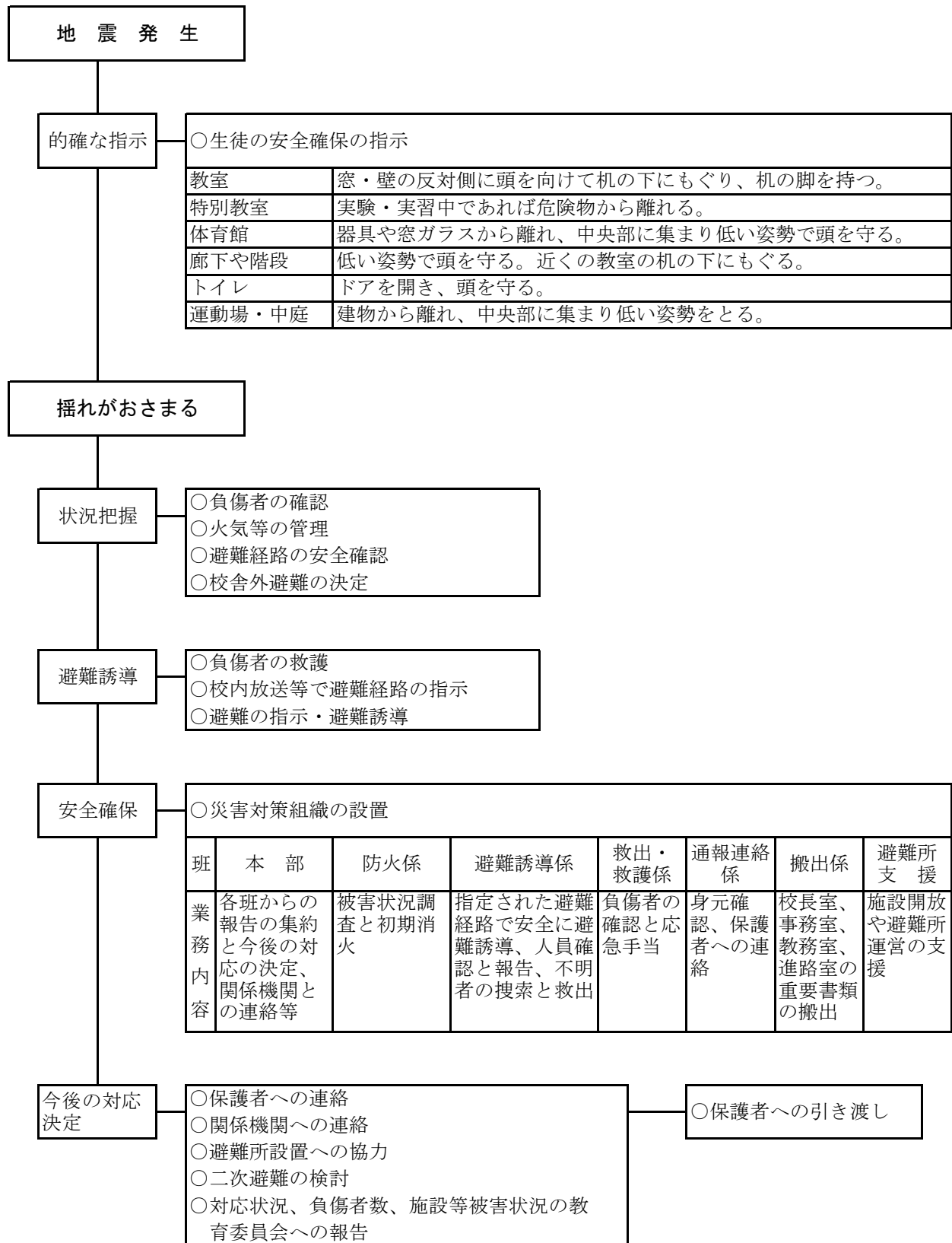
第2節 地震（津波を含む）発生時の対応

1 対応の要点

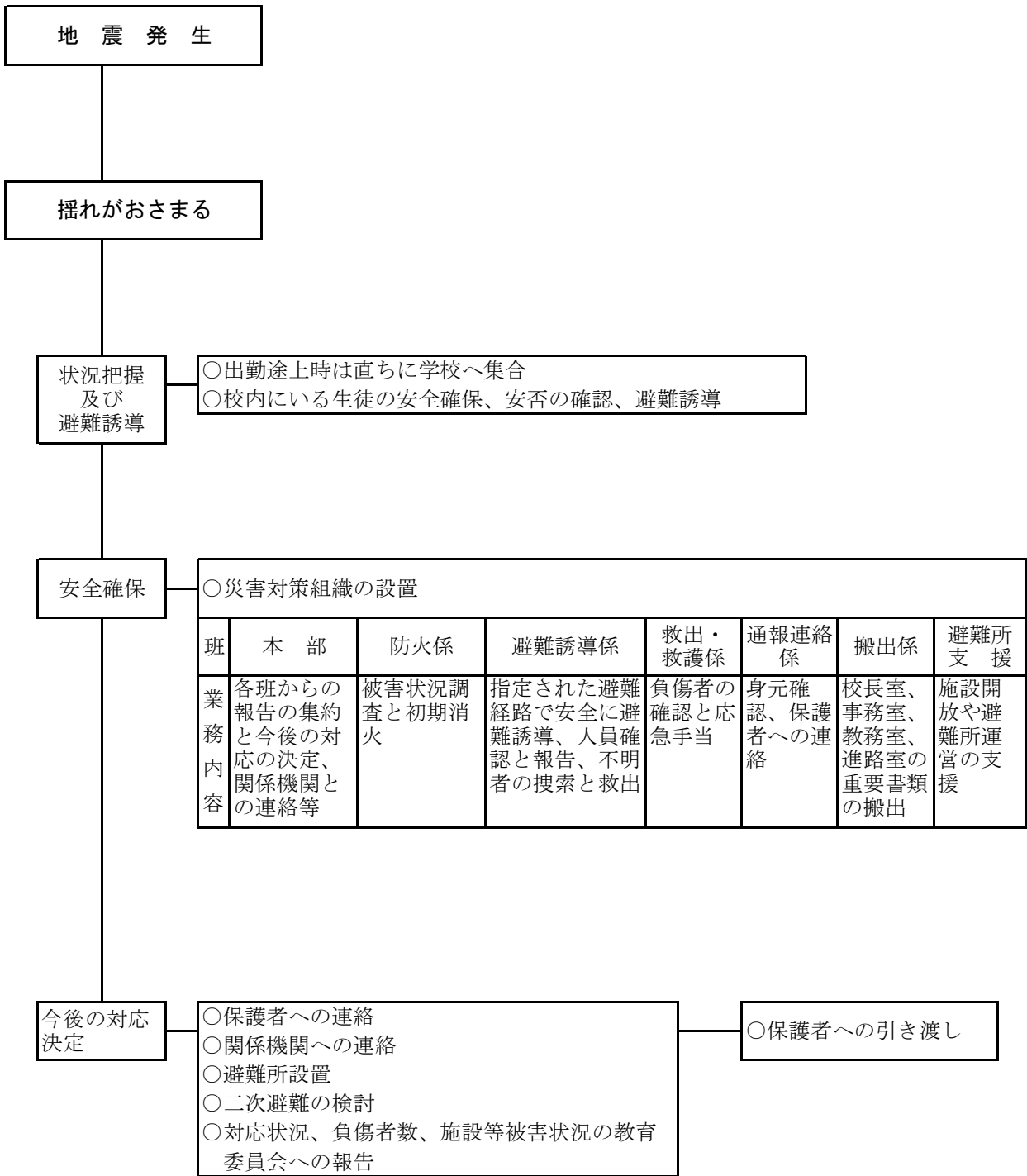
生徒の 所在	地震発生まで	災害発生時	災害発生後
在校時	○所在場所に応じた安全確保の方法を訓練する。 ○避難時の行動方法の訓練を徹底する。	○生徒の安全確保のために的確な指示をする。（頭部の保護、机の下へもぐるなど）	○火災などの二次災害を防止する。（火・ガス・薬品の確認） ○避難経路の安全を確認して避難の指示及び避難誘導をする。 ○生徒の人員確認をする。 ○不安を和らげる配慮をする。 ○負傷者の応急手当をする。 ○校内を巡回し校舎の状況把握と残留者の発見・救出をする。 ○地震の規模、被害状況等の情報を収集し、二次災害への対応をとる。（津波、火災、崩落など） ○保護者・関係機関へ連絡等を行う。 ○生徒を保護者に引き渡す。
登下校時	○登下校の状況に応じた安全確保の方法を訓練する。 ○危険個所の確認と安全な避難場所等を周知・徹底する。	○校内にいる生徒の安全を確保する。	○安否確認の活動を開始する。（校内巡視、通学路巡視、自宅確認など） ○校舎等と通学路の被害状況を確認する。 ○保護者・関係機関へ連絡または情報収集を行う。
校外活動時	○下見の時に、見学施設の避難経路、避難場所等の確認をする。 ○学校への連絡方法を事前に確認する。	○生徒の安全確保のために的確な指示をする。 ○安全な場所へ避難誘導をする。	○現地の施設管理者の指示に従う。 ○地震の規模、被害状況などの情報を収集し、二次災害への対策をとる。（津波、火災、崩落など） ○生徒の人員確認を行い、不安を和らげる。 ○学校へ連絡をする。
在宅時	○地震の程度に応じた教職員の配備計画を確認する。	○自分と家族の安全を確保する。	○自分と家族等の安全を確認後、自宅待機又は学校に集合する。 ○生徒の安否確認をする。 ○校舎等の被害状況を調査する。

2 状況別の基本的対応手順

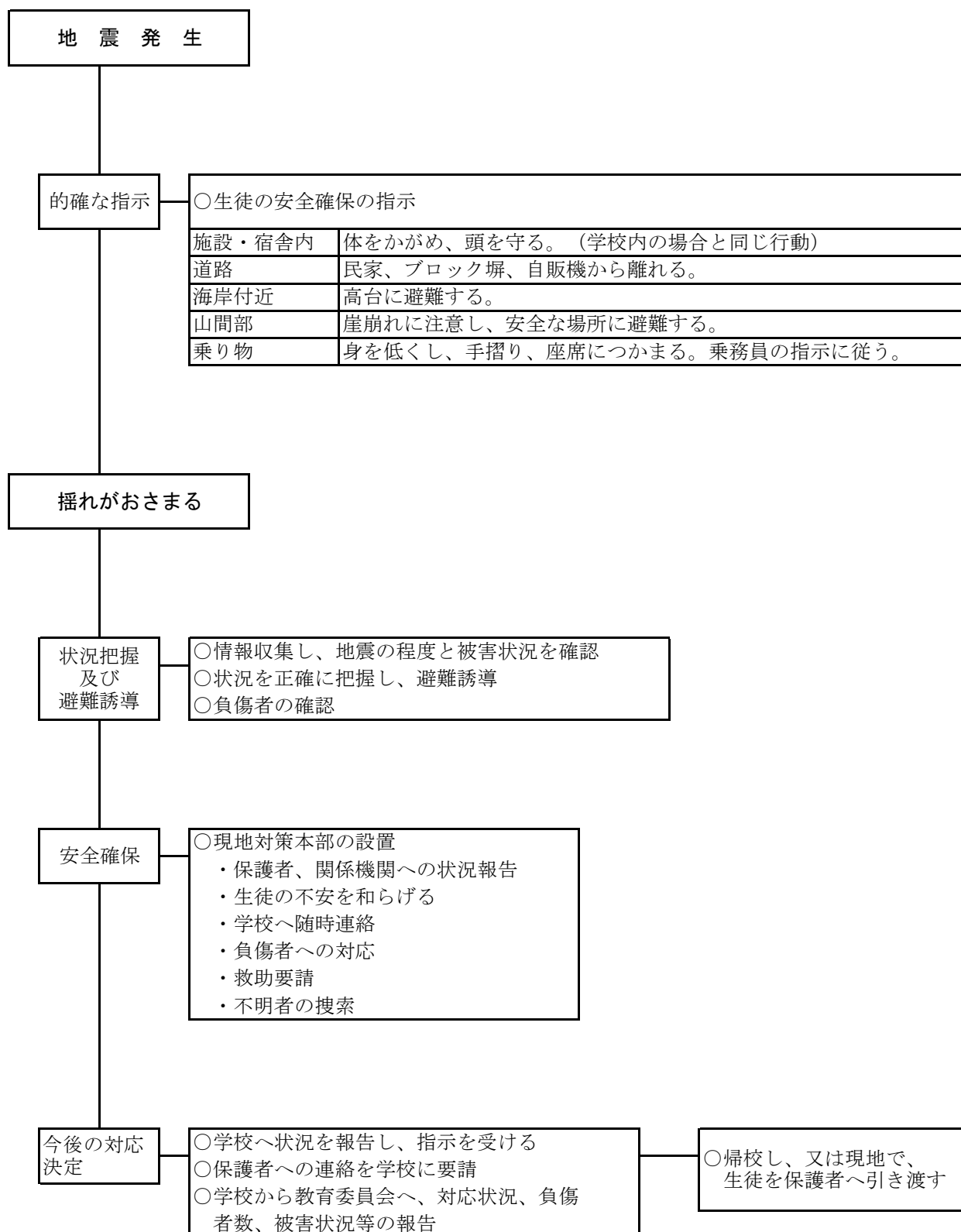
(1) 在校時の対応



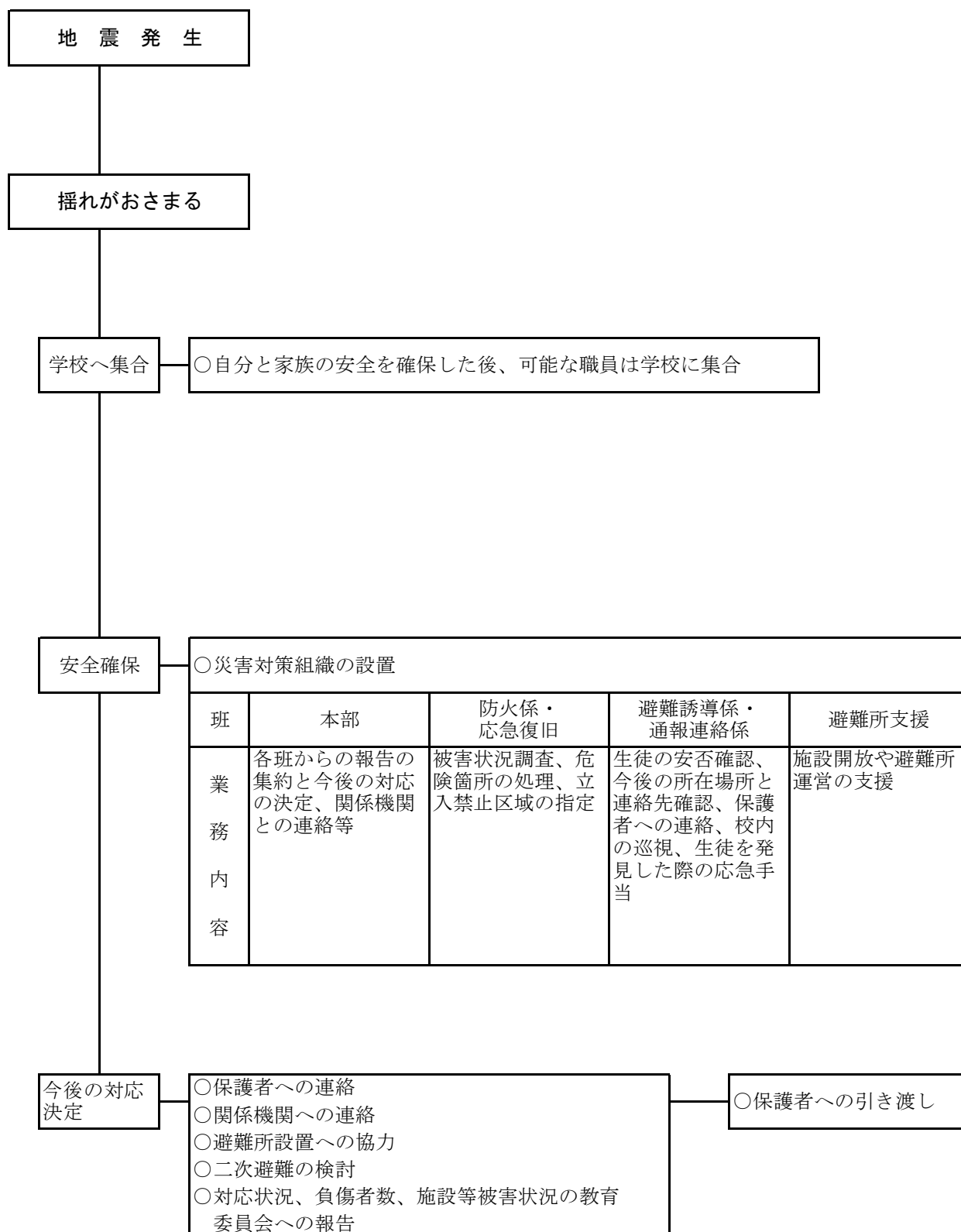
(2) 登下校時の対応



(3) 校外活動時の対応



(4) 在宅時（勤務時間外）の対応



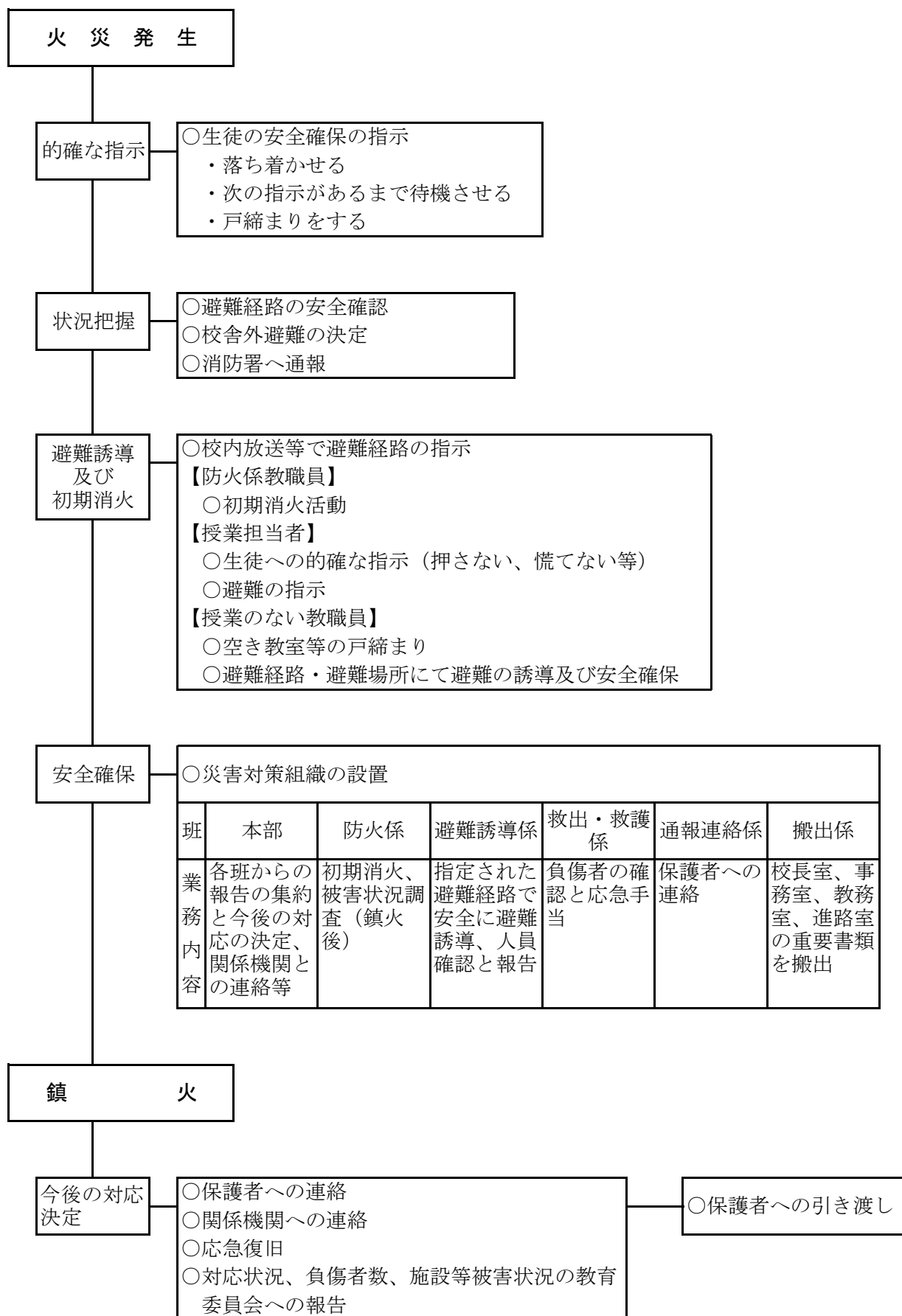
第3節 火災発生時の対応

1 対応の要点

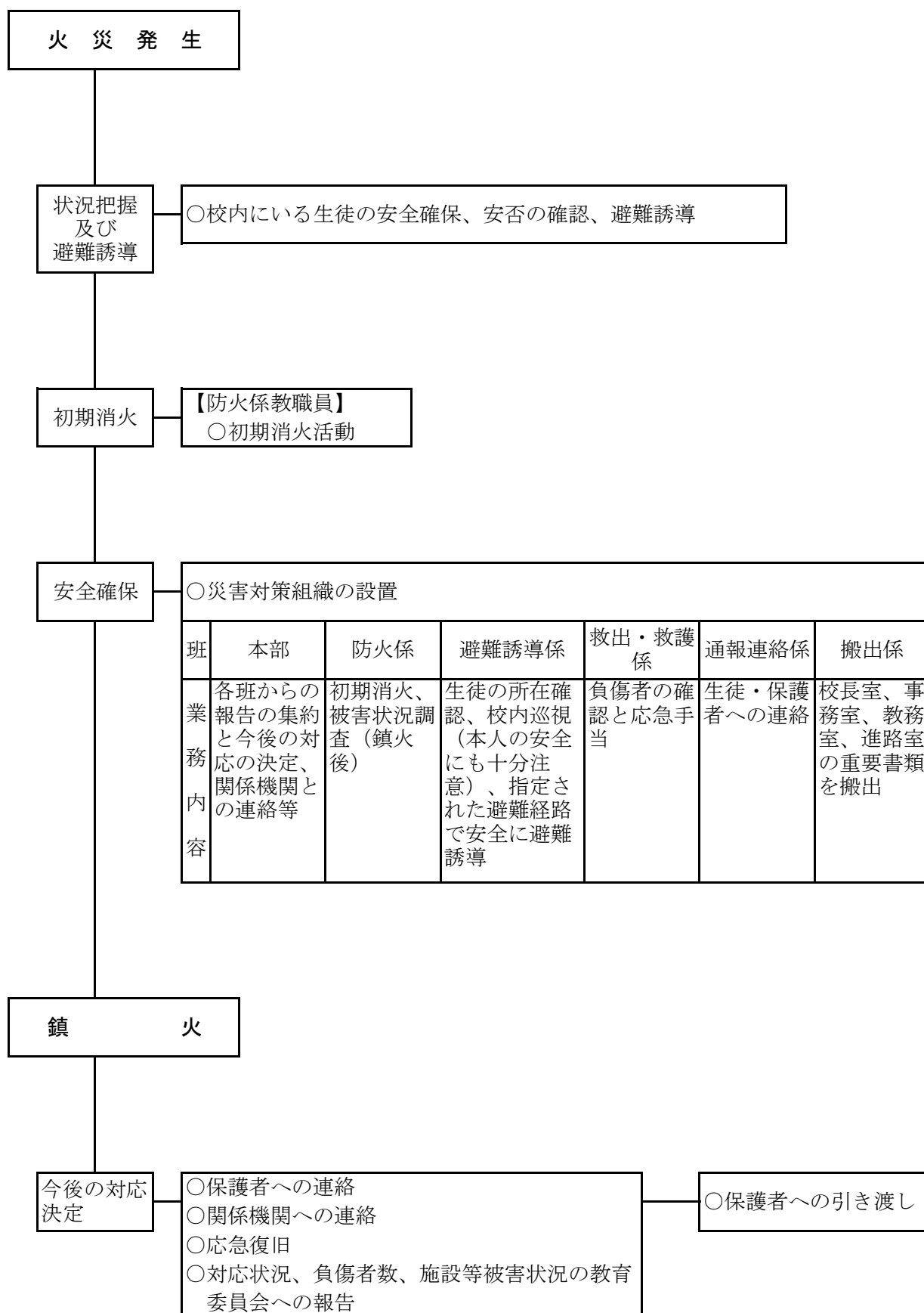
生徒の 状況	火災発生まで	災害発生時	災害発生後
在校時	○避難訓練等を実施し、日頃から避難経路、避難方法等の確認を徹底しておく。	○生徒の安全確保のために的確な指示をする。 (窓を閉める、ハンカチ等を口にあてるなど) ○避難経路の安全を確認して避難の指示及び避難誘導をする。 ○初期消火活動をする。	○生徒の人員確認と不安を和らげる。 ○負傷者の応急手当をする。 ○校内を巡回し校舎の状況を把握する。 ○保護者・関係機関へ連絡をする。 ○生徒を保護者に引き渡す。
登下校時 (校舎等の 火災)		○校内にいる生徒の安全を確保する。	○安否確認の活動を開始する。 (校内巡視など) ○校舎等の被害状況を確認する。 ○保護者・関係機関へ連絡をする。
校外活動時 (見学施設 等の火災)	○下見の時に、見学施設の避難経路、避難場所等の確認をする。	○生徒の安全確保のために的確な指示をする。 ○安全な場所へ避難誘導をする。	○生徒の人員確認と不安を和らげる。 ○学校へ連絡をする。
在宅時 (校舎等の 火災)	○緊急時の職員間の連絡方法等を確認しておく。		○学校に集合する。 ○校舎等の被害状況を調査する。

2 状況別の基本的対応手順

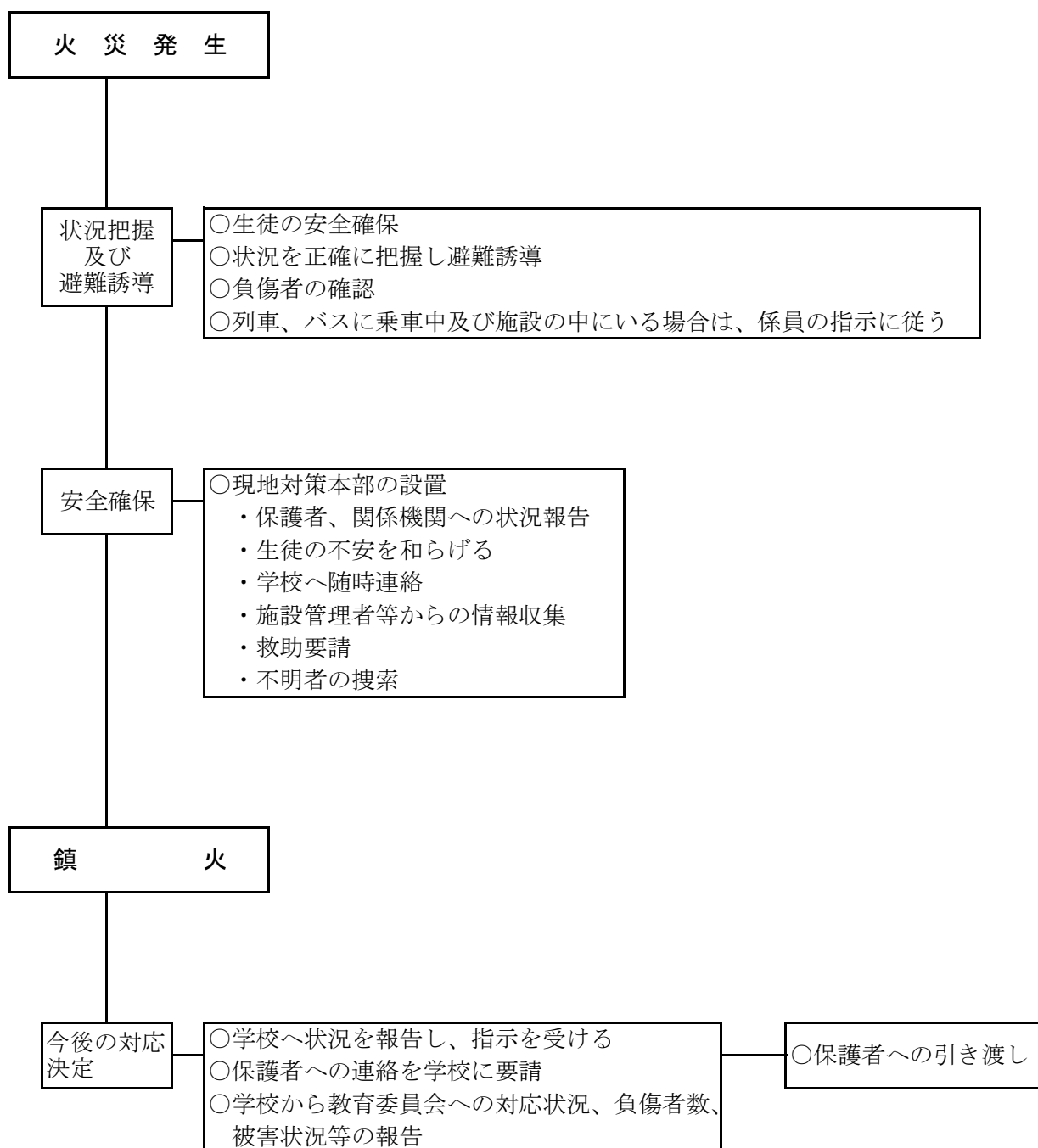
(1) 在校時の対応



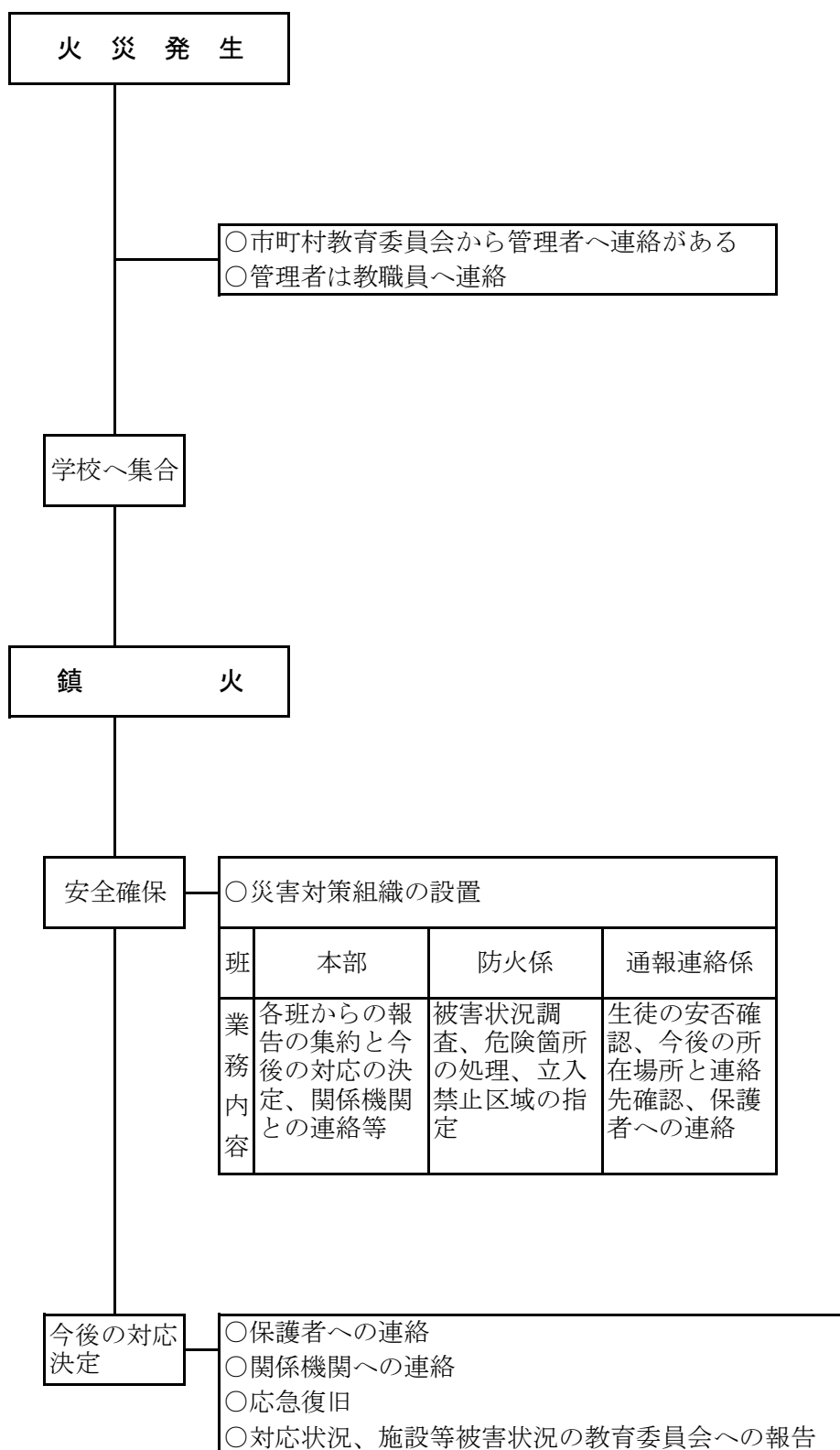
(2) 登下校時の対応



(3) 校外活動時の対応



(4) 在宅時（勤務時間外）の対応



第4節 台風時の対応

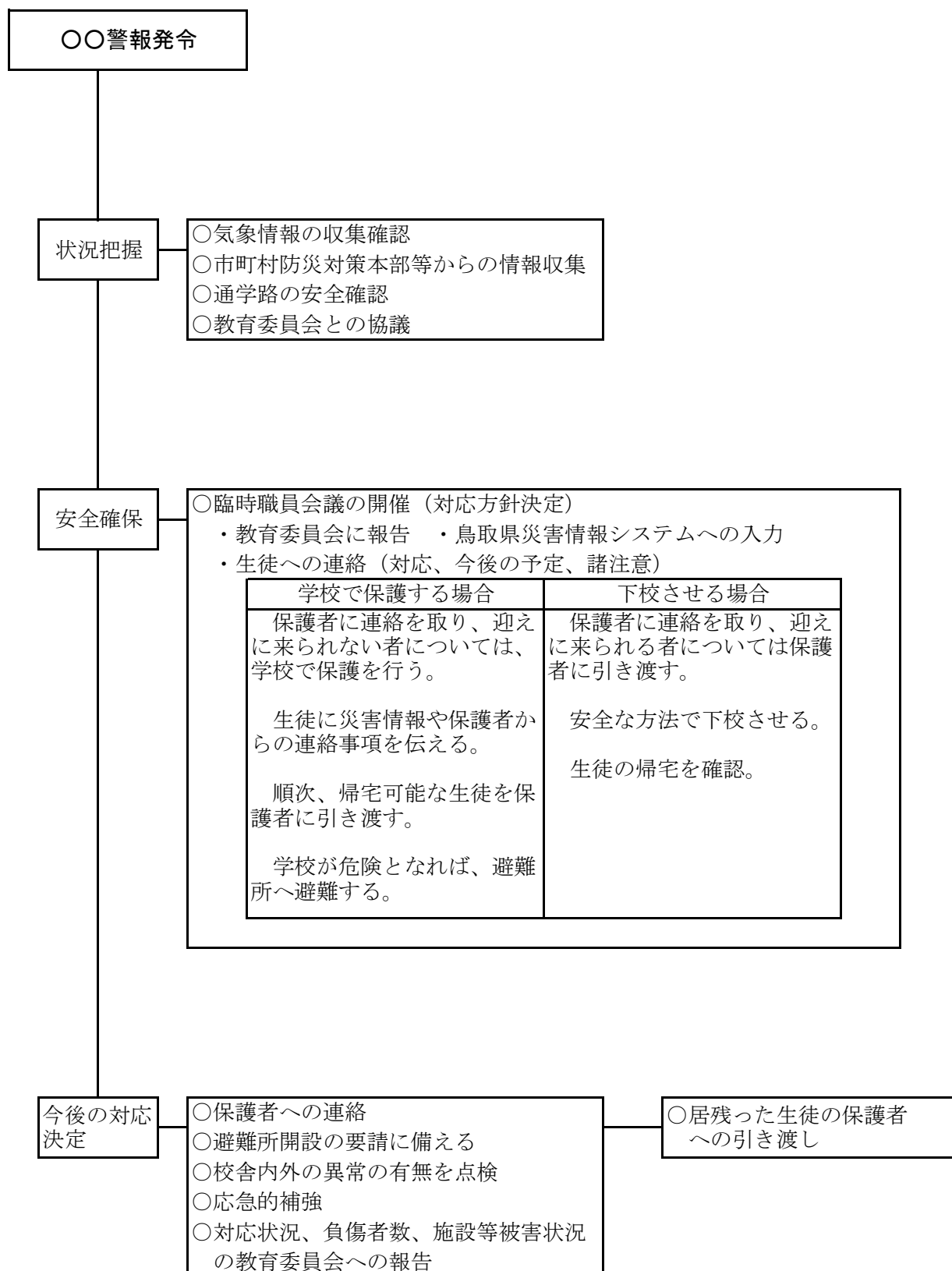
1 対応の要点

台風は、ある程度予測することができるため、事前の情報収集が最も重要となる。気象情報を収集して対応を検討し、周知することが災害から身を守る最大の対策である。

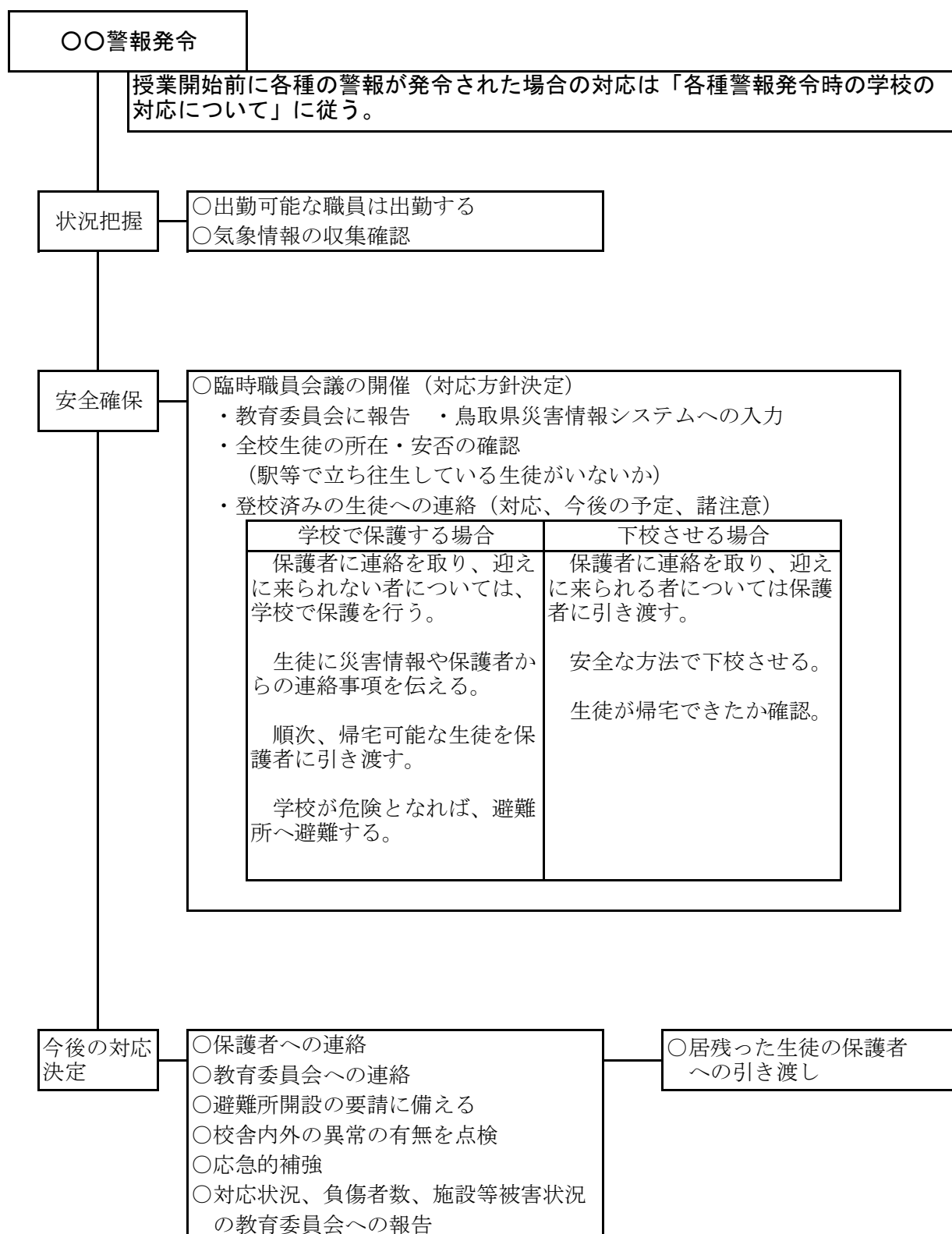
生徒の 状況	予測から発現まで	災害発生時	災害発生後
在校時	○警報、注意報の発表を知ったら、対応方針を検討し、周知する。 ○災害の前兆現象が確認された場合、生徒を安全な場所へ避難させる。 ○警報、注意報の内容に応じて、通学路の危険予想、情報収集や保護者への連絡など対策を講じる。	○被災した場所を確認し、生徒が立ち入らないよう規制措置を行う。 ○関係機関へ連絡・情報収集を行う。 ○必要な救護、応急手当を行う。	○周辺地域に災害があり校舎等への避難を要請された場合、所要の検討を行う。 ○校舎等への被害がある場合は、復旧への応急的対策をとる。 ○二次災害の可能性を検討して、対策の継続か通常への復帰かを判断する。
登下校時	○登校時に危険が予想される場合は自宅待機を指示する。（各種の警報が発令されている場合の対応は「各種警報発令時の学校の対応について」に従う。） ○警報、注意報の内容に応じて、通学路の危険予想、情報収集や保護者への連絡など対策を講じる。（特に下校時）	○連絡網などにより通学途上の生徒の安全を確認する。	○周辺地域に災害があり校舎等への避難を要請された場合、所要の検討を行う。 ○校舎等への被害がある場合は、復旧への応急的対策をとる。 ○二次災害の可能性を検討して、対策の継続か通常への復帰かを判断する。 ○通学路の危険箇所を確認し、通学路の変更や安全を確認してから登下校させるようにする。

2 状況別の基本的対応手順

(1) 在校時の対応



(2) 登下校時の対応



第5節 大雪時の対応

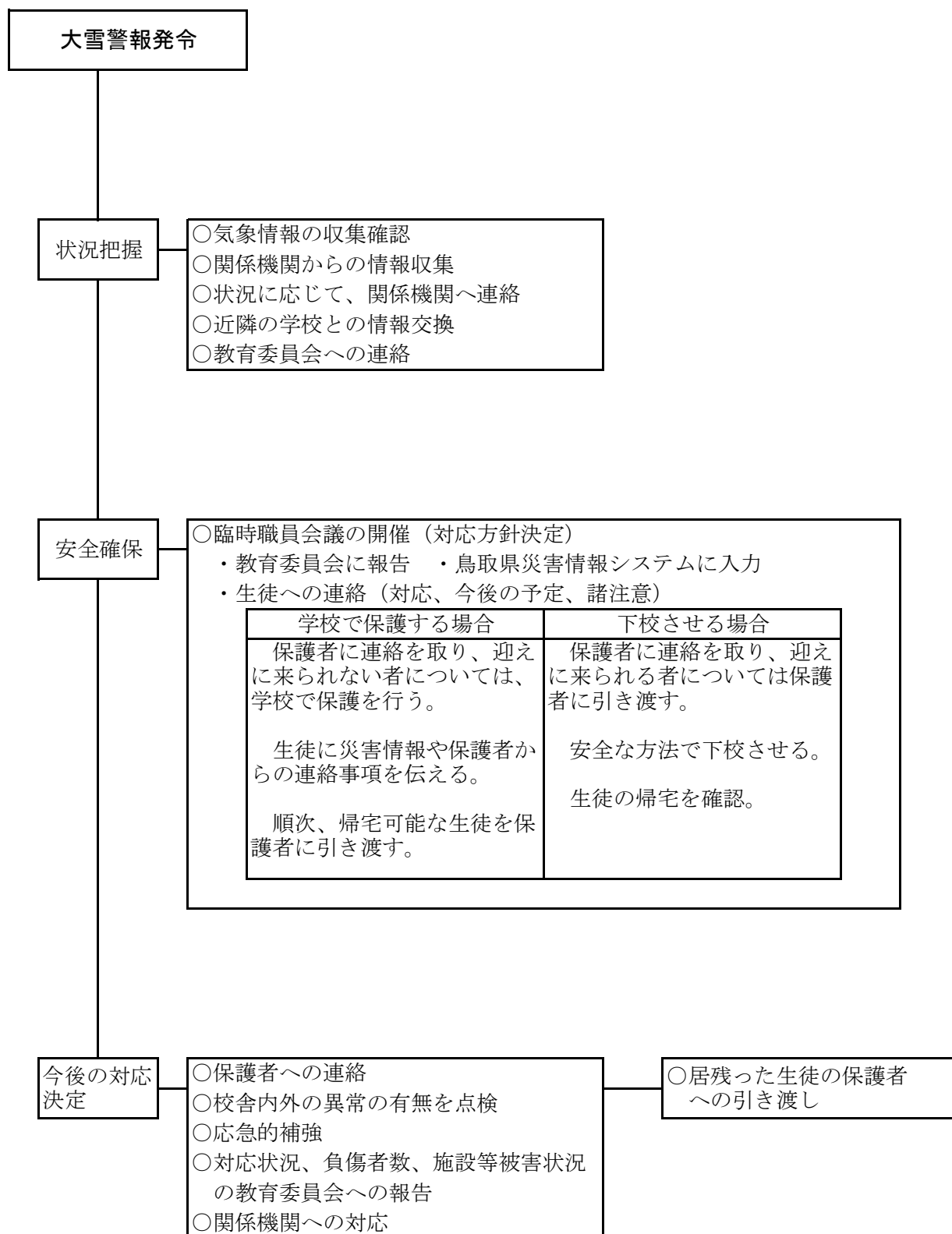
1 対応の要点

大雪は、ある程度予測することができるため、事前の情報収集が最も重要となる。気象情報を収集して、対応を検討し周知することが、災害から身を守る最大の対策である。

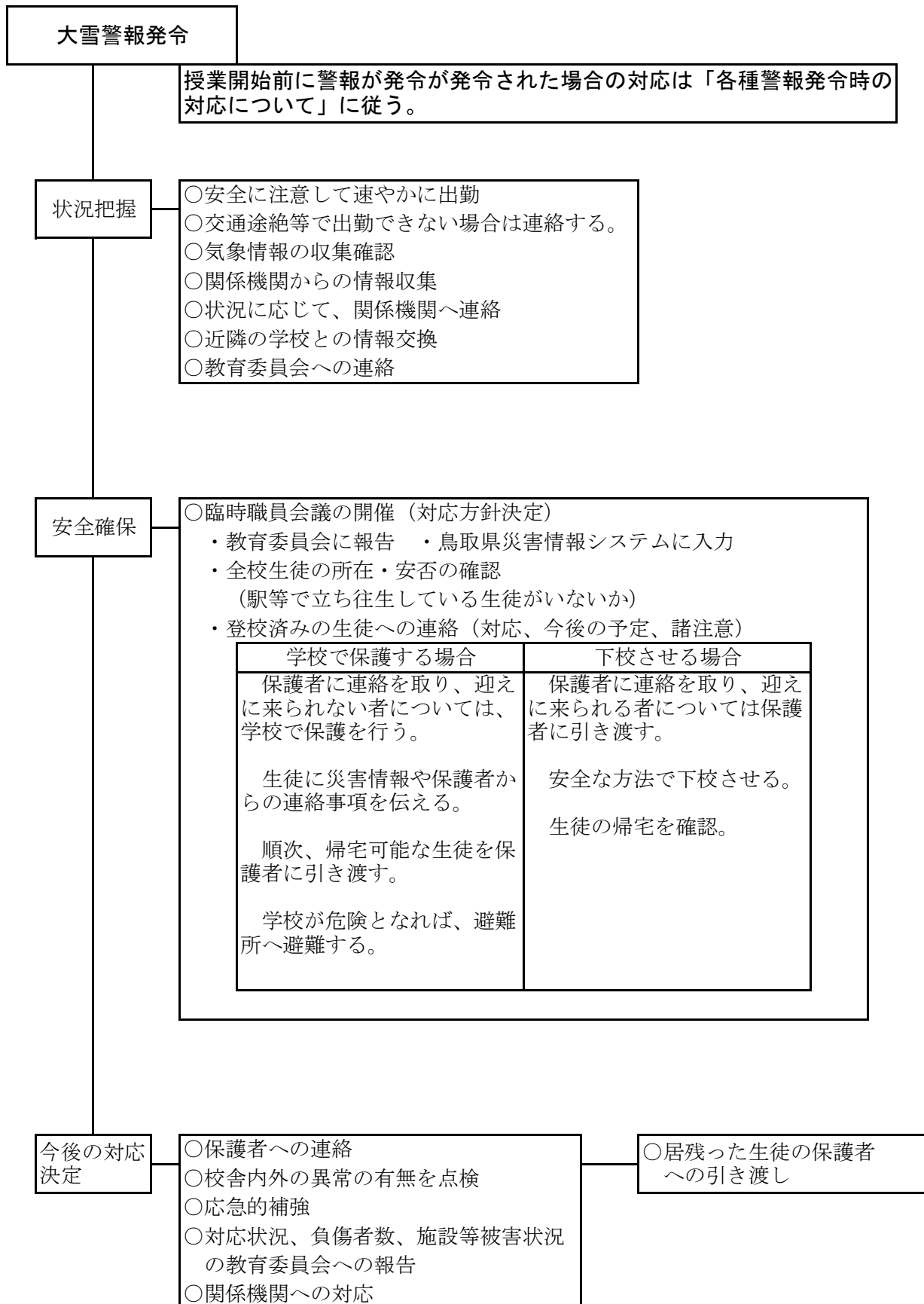
生徒の状況	予測から発現まで	災害発生時	災害発生後
在校時	○警報、注意報の発表を知ったら、対応方針を検討し周知する。 ○警報、注意報の内容に応じて、通学路の危険予想、情報収集や保護者への連絡などの対策を講じる。	○対応を決定するまでは、生徒に適切な指示をして待機させる。 ○校舎内外の施設設備の点検を行い、補強等の安全措置を行う。 ○関係機関へ連絡・情報収集を行う。	○周辺地域に災害があり校舎等への避難を要請された場合、所要の検討を行う。 ○校舎等への被害がある場合は、復旧への応急的対策をとる。 ○二次災害の可能性を検討して、対策の継続か通常への復帰かを判断する。
登下校時	○登校時に危険が予想される場合は自宅待機を指示する。（各種の警報が発令されている場合の対応は「各種警報発令時の学校の対応について」に従う。） ○警報、注意報の内容に応じて、通学路の危険予想、情報収集や保護者への連絡などの対策を講じる。（特に下校時）	○連絡網などにより通学途上の生徒の安全を確認する。	○通学路の危険箇所を確認し、通学路の変更や安全を確認してから登校させるようにする。 ○周辺地域に災害があり校舎等への避難を要請された場合、所要の検討を行う。 ○校舎等への被害がある場合には、復旧への応急的対策をとる。 ○二次災害の可能性を検討して、対策の継続か通常への復帰かを判断する。

2 状況別の基本的対応手順

(1) 在校時の対応



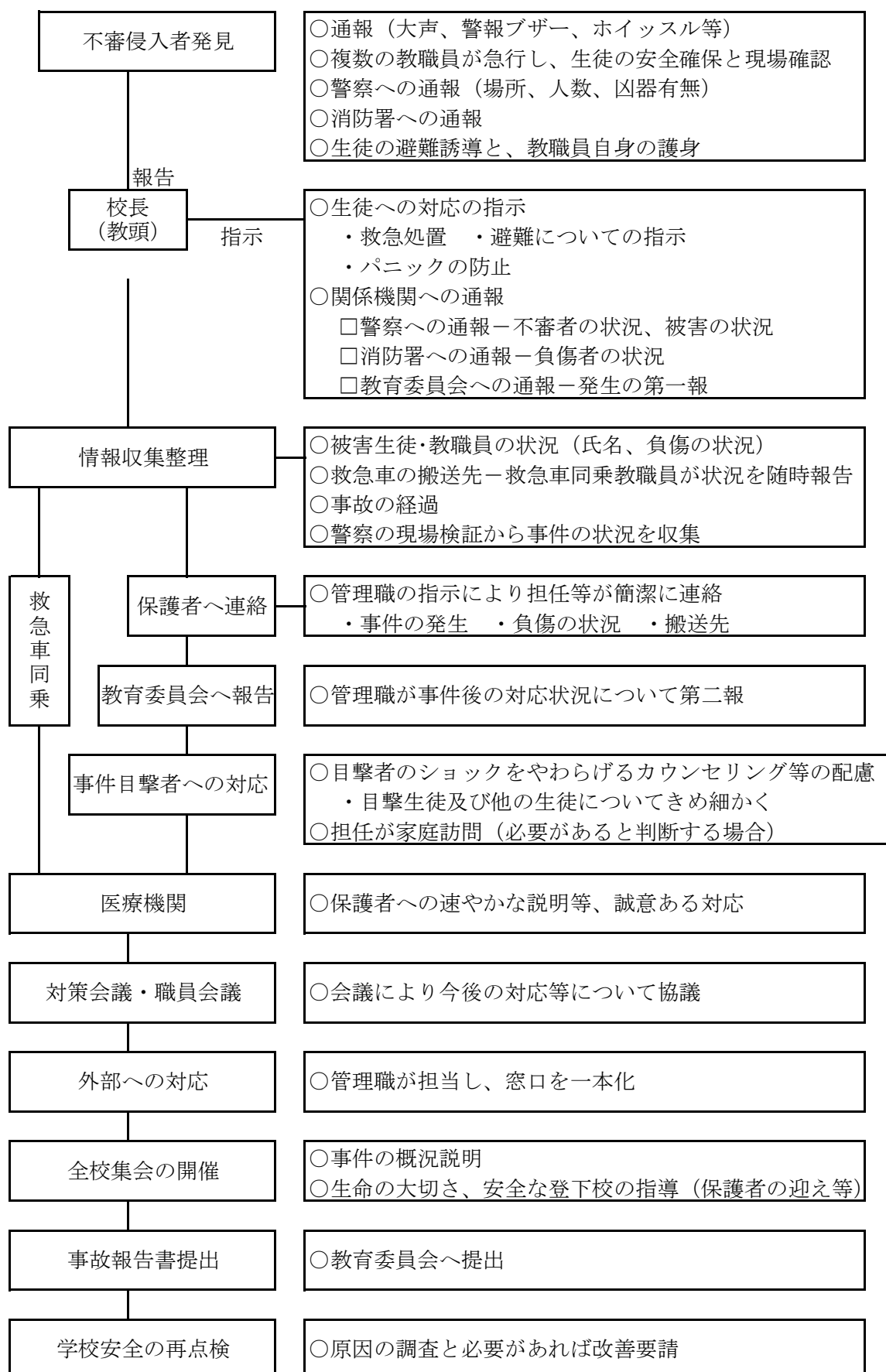
(2) 登下校時の対応



第3章 事件・事故

第1節 不審者侵入時の対応（生徒に危害を加えようとした場合）

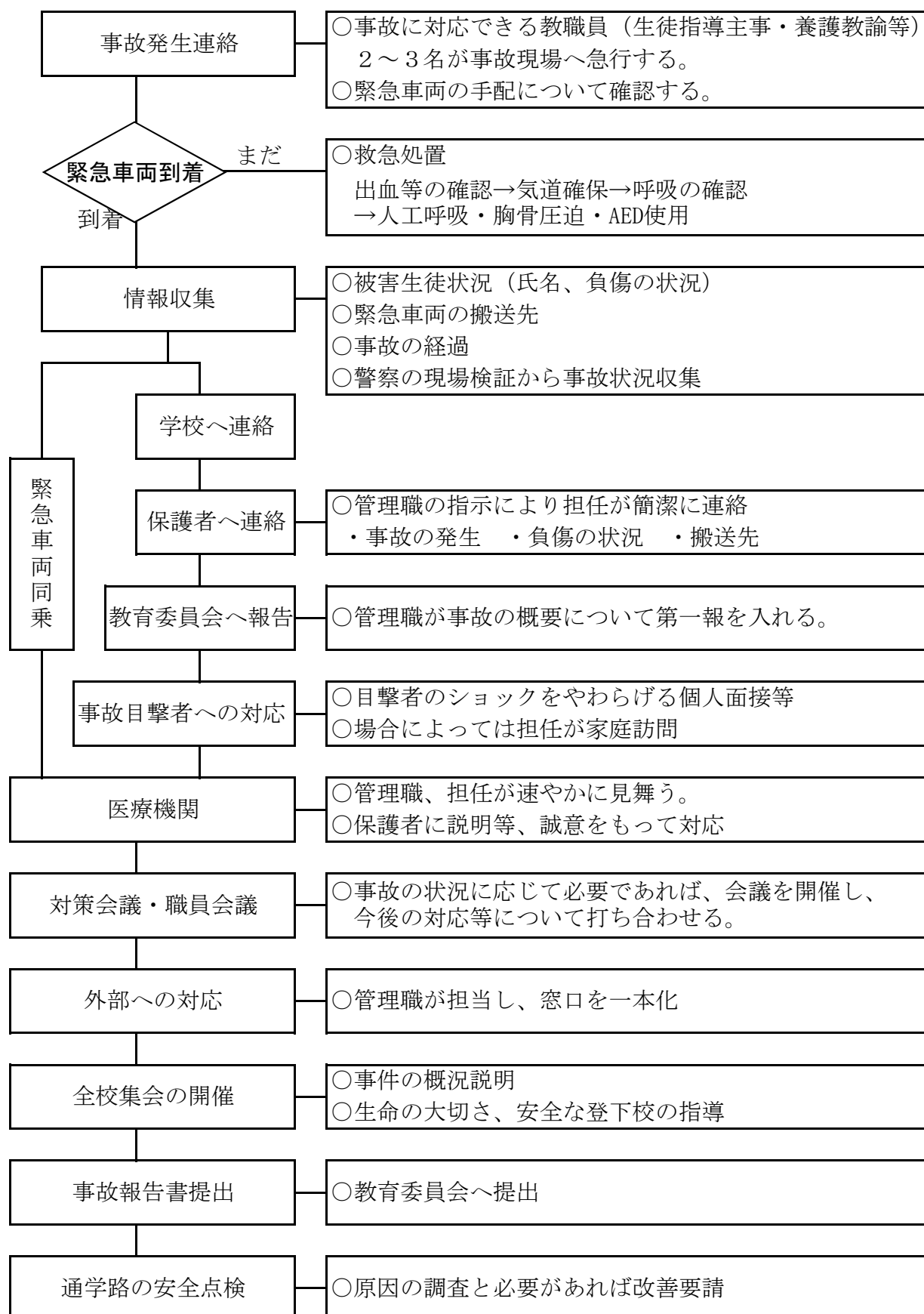
1 突然の危険な侵入者への対応



第2節 交通事故等の対応

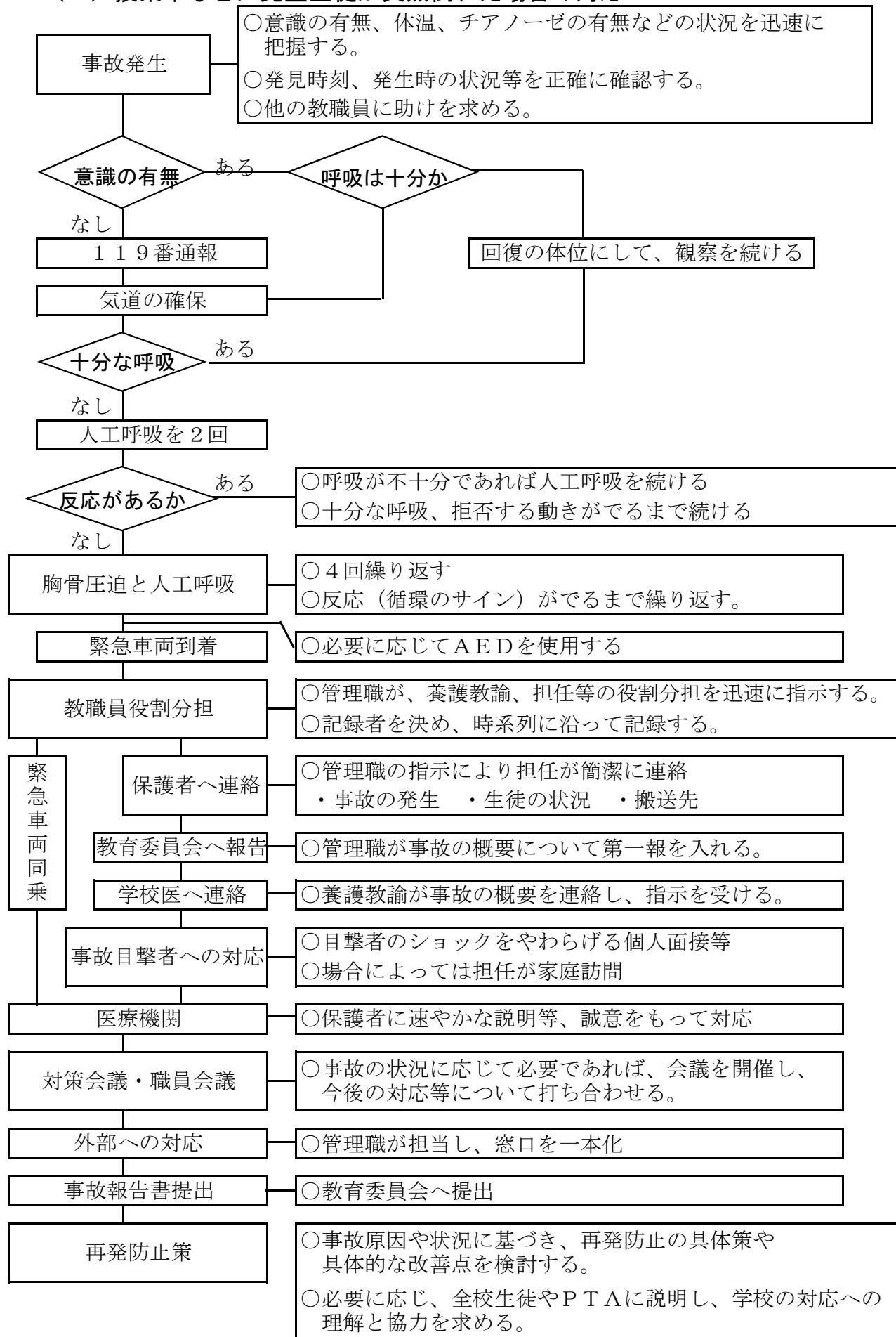
1 交通事故の対応

(1) 事故発生時の対応

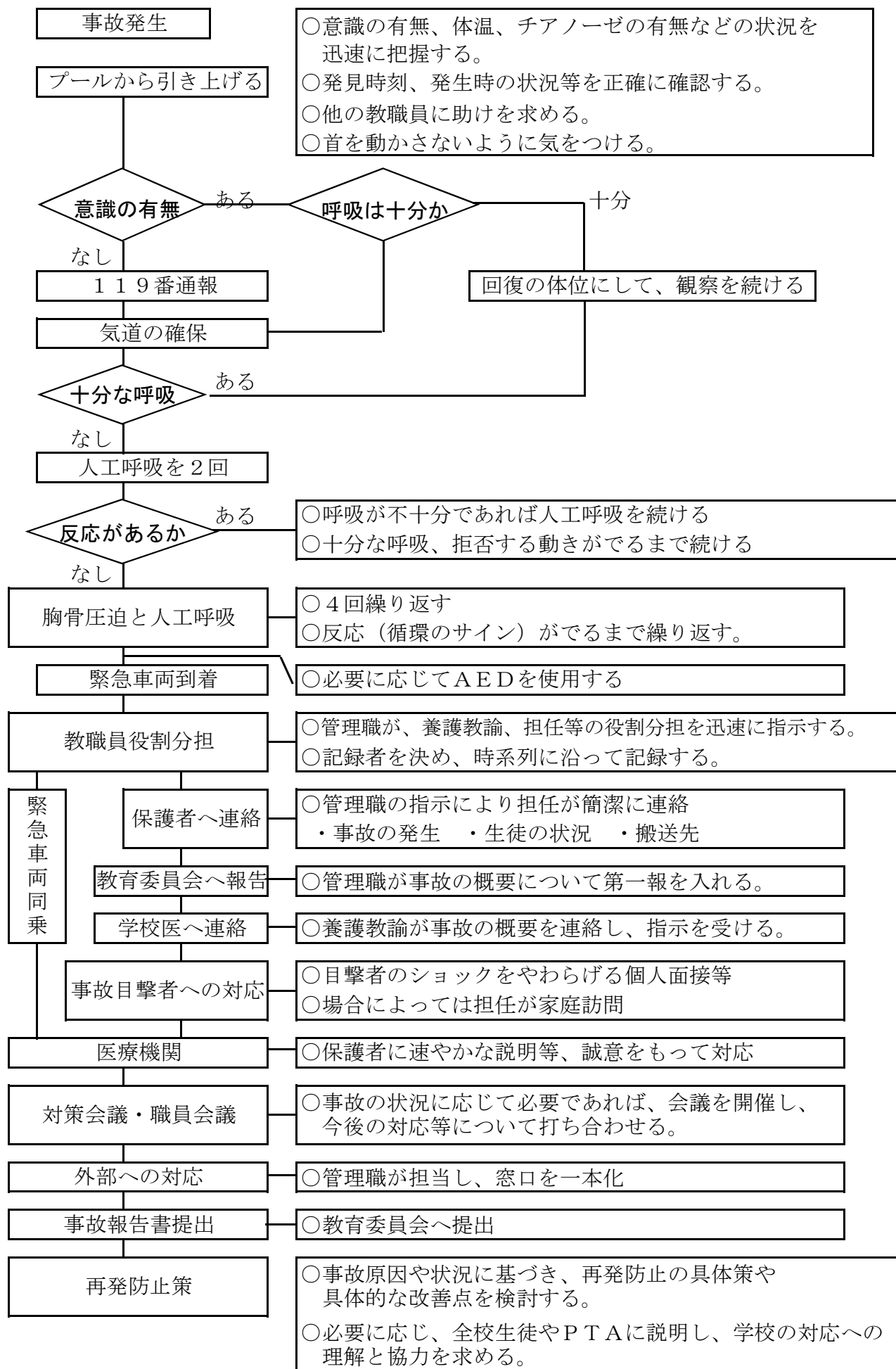


2 学校内等での事故の対応

(1) 授業中などに児童生徒が突然倒れた場合の対応



(2) 水泳の飛び込み時等に事故が発生した場合の対応



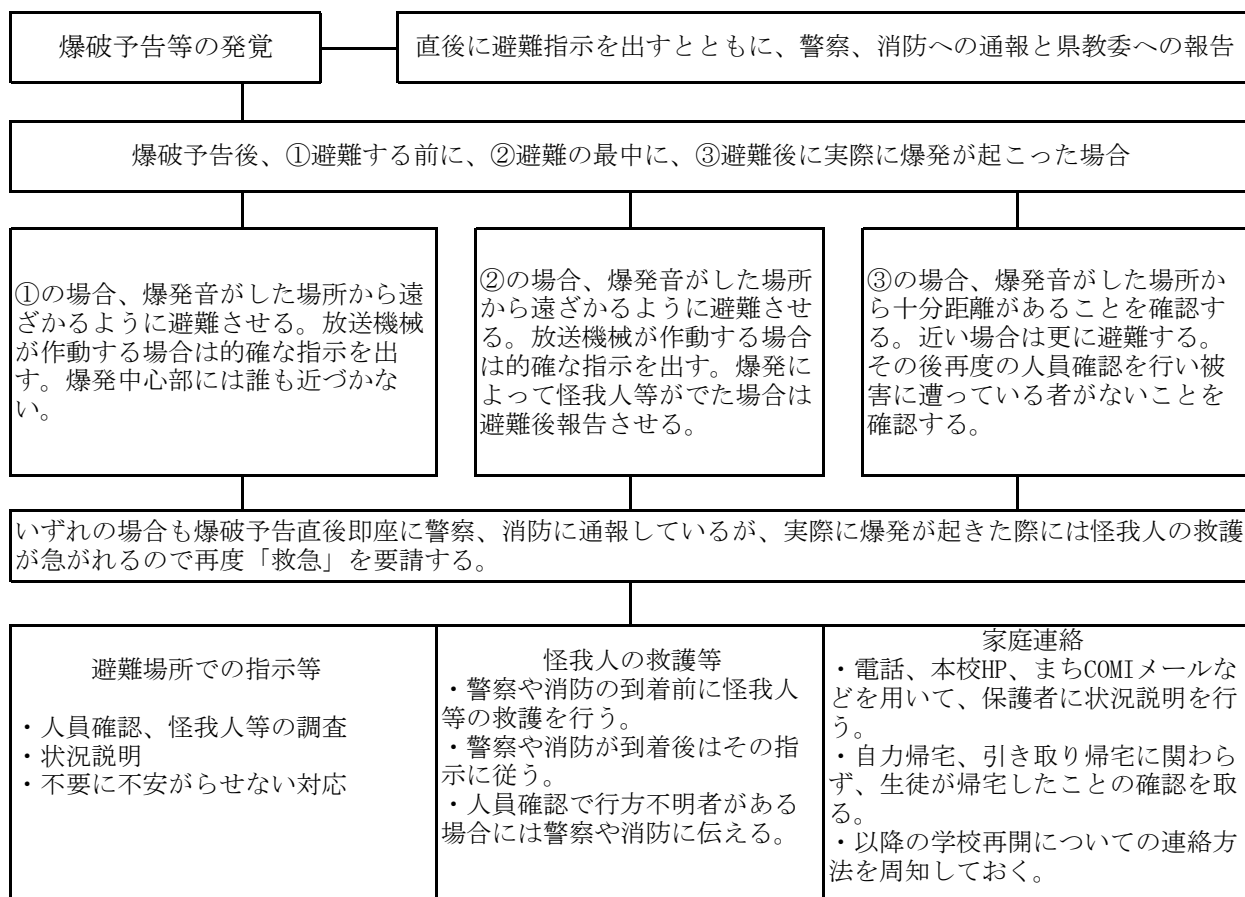
第3節 爆破予告等への対応

1 在校時の対応

a. 実際に爆発が起きる前の対応



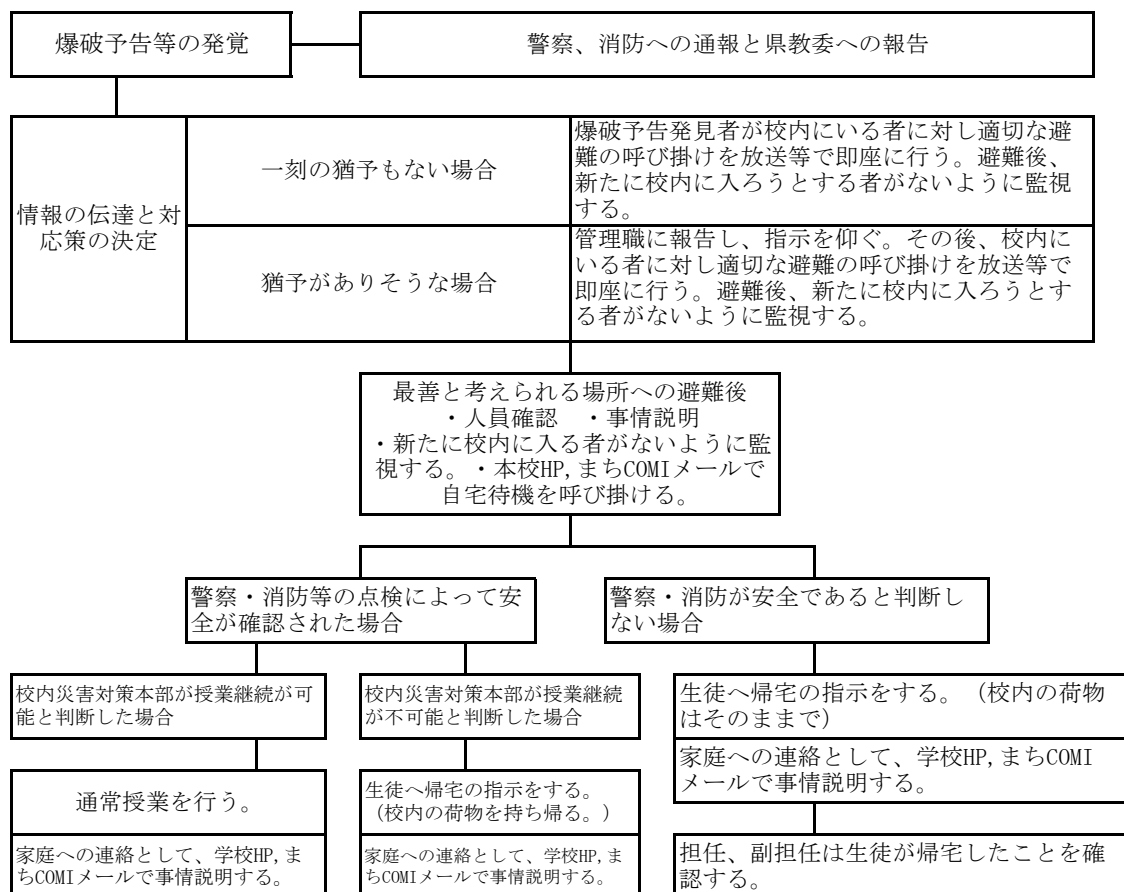
b. 実際に爆発が起きてしまった場合の対応



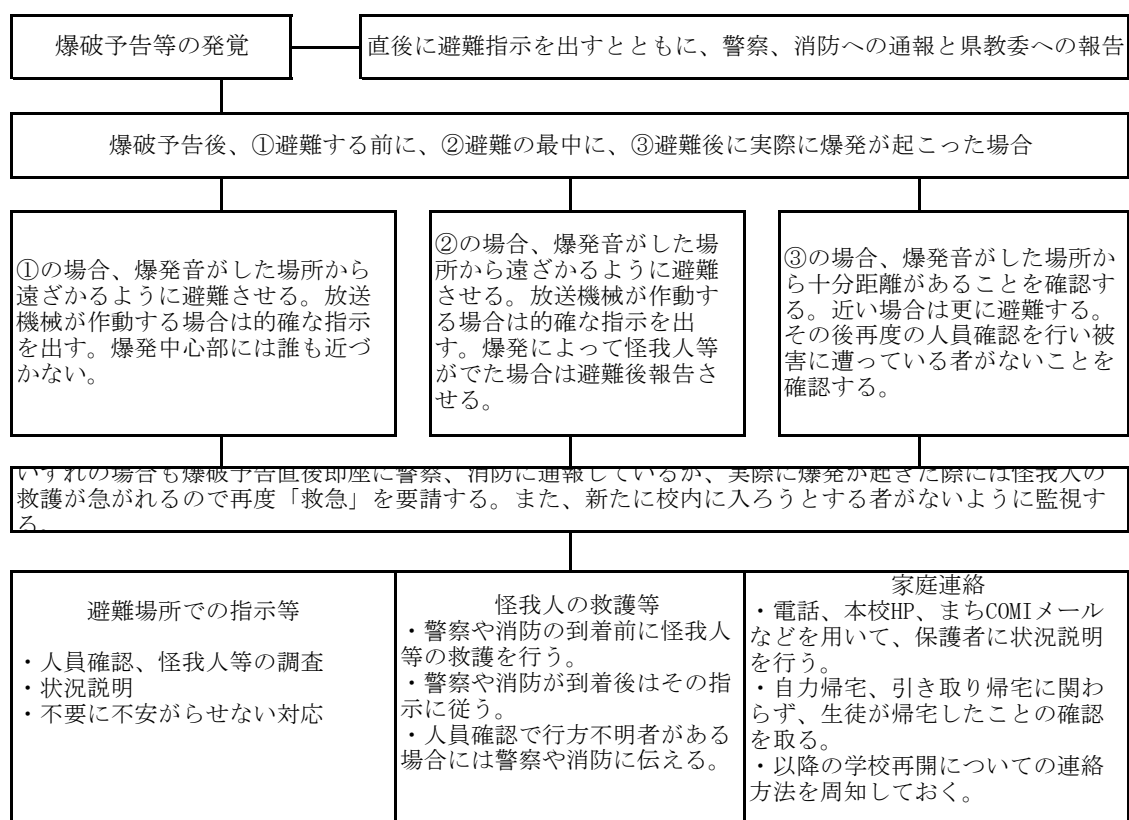
第3節 爆破予告等への対応

2 在宅時（生徒の登下校中を含む）の対応

a. 実際に爆発が起きる前の対応



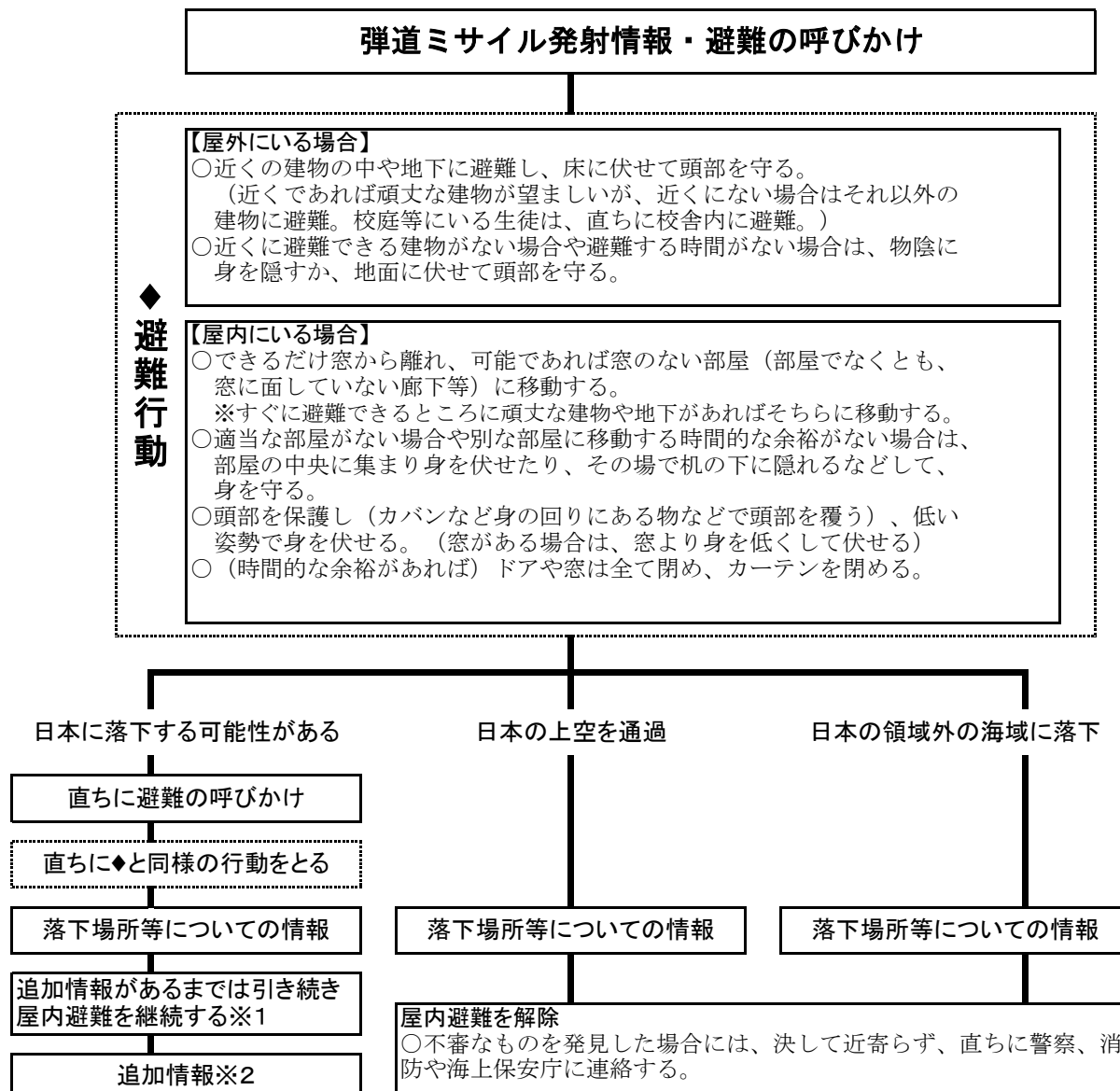
b. 実際に爆発が起きてしまった場合の対応



第3節 爆破予告等への対応

3 弾道ミサイル発射に係る対応

Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応



※1 近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及び範囲等が異なるが、次のように行動する。

- ・屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
- ・屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

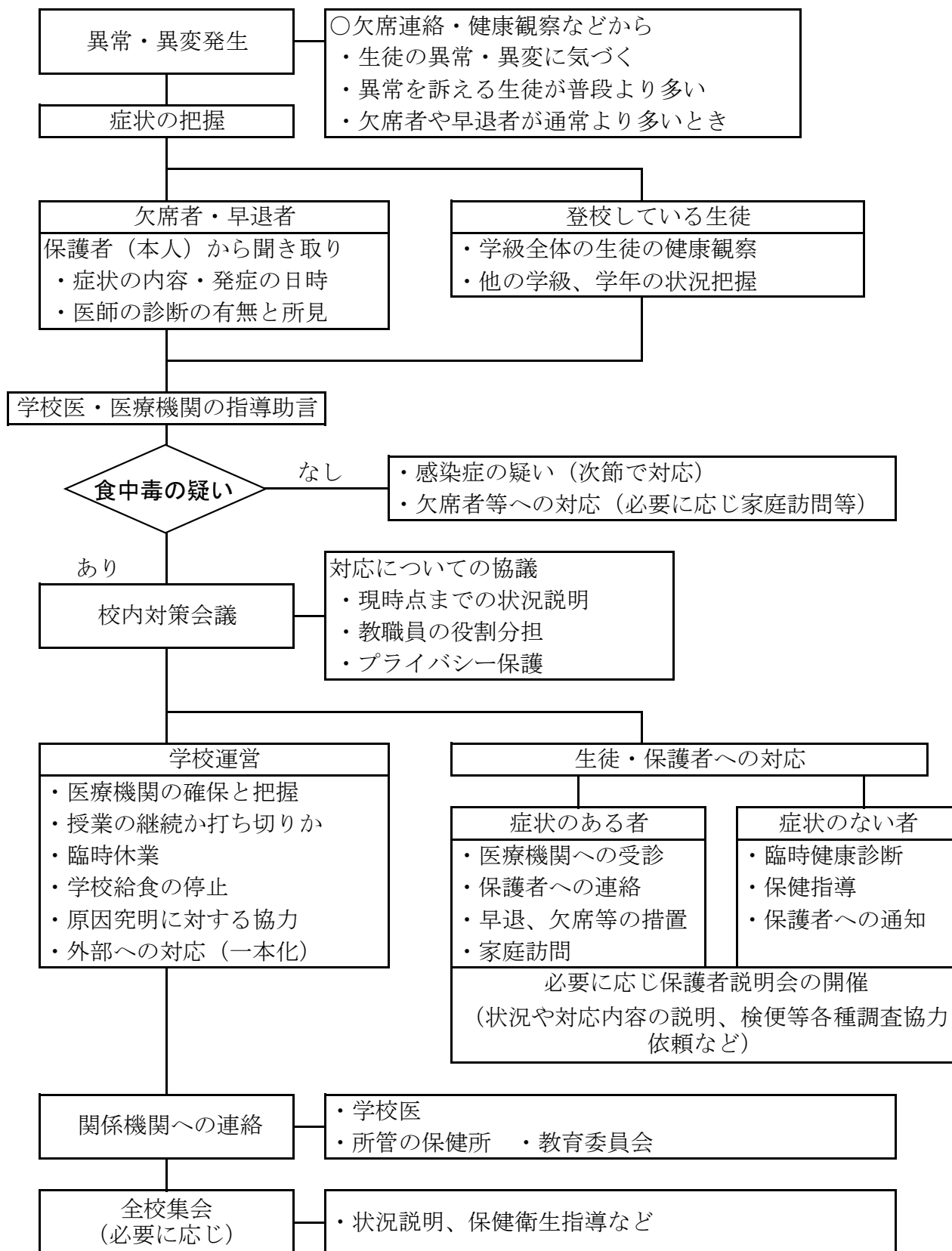
※2 その後の状況に応じて、屋内避難を解除するような情報、又は引き続き屋内避難をするあるいは別の地域への避難するといった情報が伝えられる。

在校時及び在宅時（生徒の登下校中を含む）の具体的な対応については、23・24ページに準じて行う。

第4章 疾 病 等

第1節 食中毒発生時の対応

1 初期対応の概要



2 職員体制

(1) 校内対策委員会の設置

- ① 現時点までの状況説明をする。
- ② 学校としての今後の具体的対応策を協議する。
- ③ 各職員の役割分担を確認する。
- ④ 発症生徒のプライバシー保護と人権尊重について確認する。

(2) 職員の役割

校 長	◎関係機関との連絡調整 ◎市町村対策会議等への対応
教 頭	◎対策本部（職員室）に詰め、状況把握及び連絡調整 ◎事故報告書の作成準備
教務主任	◎全校生徒の出欠状況の整理 ◎保護者向けの文書の作成 ◎関係書類の整備
担 任	◎生徒の臨時健康観察
発症した生徒 の担任	◎家庭と連絡をとり、状況確認 ◎発症者報告書（個人）の作成 ◎他の生徒の指導
保体主事 養護教諭	◎発症した生徒の看護 ◎臨時健康観察結果の回収、集計 ◎発症報告書（個人）の回収及び発症児童生徒一覧表の作成 ◎発症報告に基づき、医療機関別に診療を受けた生徒の状況一覧を作成
食堂職員	◎喫食調査用紙の回収、集計及び原因の検討 ◎関係書類の整備 ◎調理場、配膳室の現状保存 ◎検食、保存食、残菜、使用水の確保と保存
学校医	◎生徒の健康診断、診療、保健衛生指導 ◎保護者へ依頼すべき生徒の健康管理に関する指導、協力

3 関係機関への対応

(1) 教育委員会への対応

次の状況等を速報し、指導を仰ぐ。

- ア 食中毒（疑い）の発生を確認した状況
- イ 発症生徒数
- ウ 症状の傾向
- エ 原因に関する事項
- オ 学校がとった措置

(2) 保健所への対応

- ア 状況を報告し、指導助言を受ける。
- イ 原因究明、被害拡大防止、二次感染防止等に関する保健所の対応に協力する。
- ウ 立入り検査や来訪を受けた場合は、担当責任者を定めて対応する。

(3) 食堂への対応

- ア 状況を通報する。
- イ 原因究明のための次のような措置を依頼する。
 - ・使用食材及び保存食の保存
 - ・使用食器や器具の現状保存
 - ・回収した残菜の保存

4 関係書類等

(1) 整えておくべき関係書類

ア 学校日誌	ア 献立表綴	ア 学校環境衛生検査関係綴
イ 出席簿	イ 食材発注簿	イ 使用水点検記録簿
ウ 生徒緊急連絡簿	ウ 物資受払簿	ウ 日常点検記録簿
エ 保健日誌	エ 検収記録簿	エ 従事者検便記録簿
	オ 保存食記録簿	
	カ 配食記録簿	
	キ 納入業者一覧表	
	ク 検食記録	

(2) 作成すべき関係書類

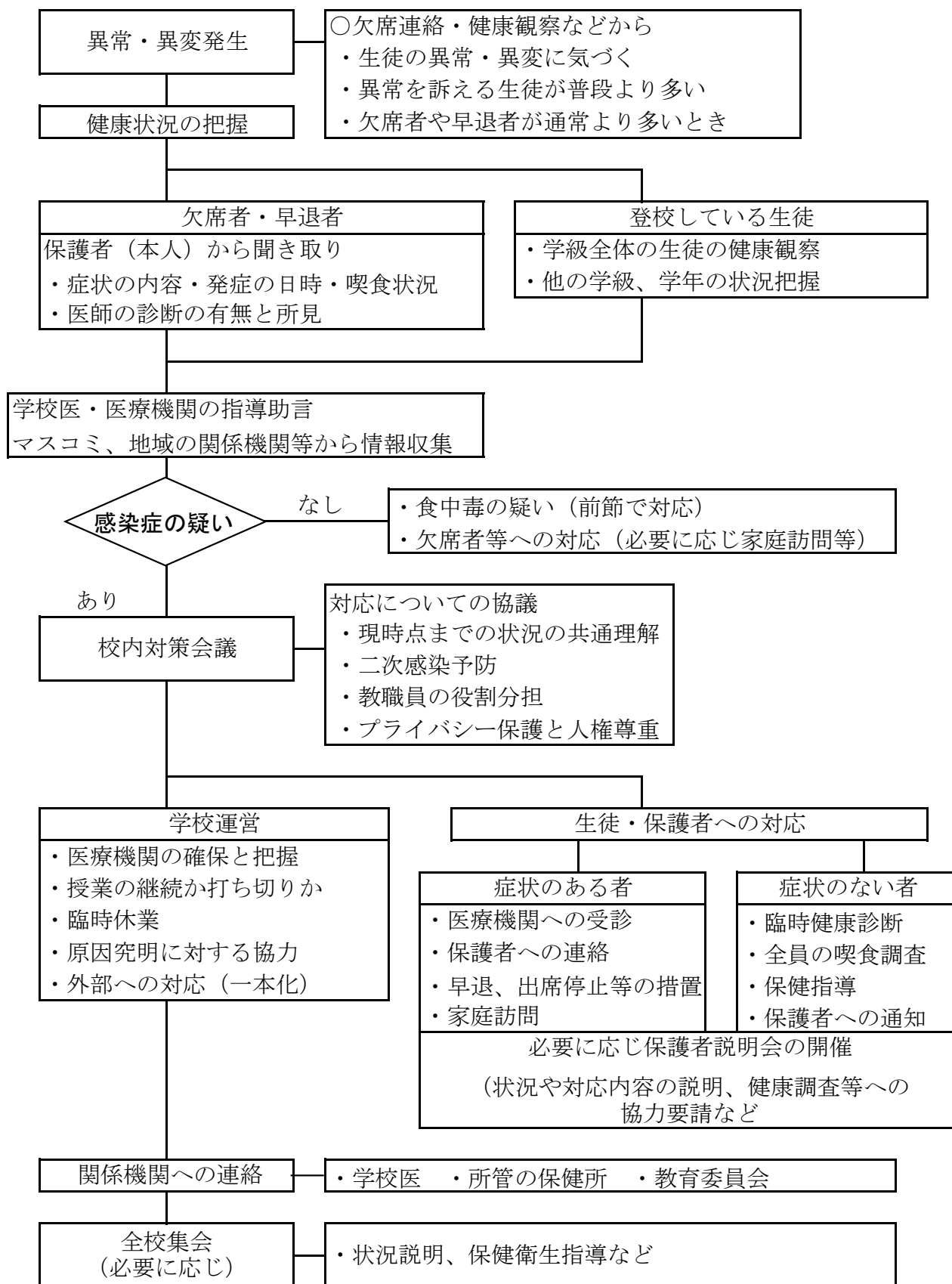
ア 発生報告書
イ 臨時健康観察結果一覧
ウ 発症報告書（個人）
エ 発症生徒一覧表
オ 生徒喫食調査
カ 医療機関別の生徒診療状況一覧表

5 救急体制・連絡網

○学校内の救急体制、医療機関等電話番号などの整備が必要である。

第2節 感染症発生時の態応

1 初期対応の概要



2 「感染症」の定義

ウイルス、細菌、真菌などの微生物が、宿主の体内に侵入し、臓器や組織の中で増殖することを「感染」といい、その結果、生じる疾病が「感染症」である。

主な感染経路には、①空気感染（飛沫核感染）、②飛沫感染、③接触感染、④経口感染（糞口感染）、⑤節足動物媒介感染等がある。感染症を予防するには、病原体、感染経路、感受性宿主の三大要因について対策をとる必要がある。

3 学校における対応

学校は、生徒が集団生活を営む場であり、感染症が発生した場合、大きな影響を及ぼすこととなる。予防可能な感染症については適切に予防策を講じ、感染症が発生した場合には、重症化させないように早期発見・治療し蔓延を防ぐことが重要である。

（１）学校において予防すべき感染症の種類

第一種	感染症法の一類感染症と結核を除く二類感染症
	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ（病原体が鳥インフルエンザ A(H5N1) ウイルス又は鳥インフルエンザ A(H7N9) ウイルスであるものに限る）
第二種	空気感染又は飛沫感染するもので、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎
その他の感染症	第三種の感染症として扱う場合もある
	感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など）、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑など

「その他の感染症」は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められているものであり、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない。「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要がある。

(2) 基本的な処置及び対応

①全身状態の観察

- ・バイタルサインのチェック
- ・皮膚の状態はどうか
- ・のど及び口腔内の状態はどうか

②状況把握

- ・家族の健康状態はどうか
- ・学級の状態はどうか
- ・他校の状態はどうか
- ・地域の状態はどうか

③生徒の隔離

- ・症状のある生徒の隔離

④保護者への連絡

⑤他の生徒への指導

⑥学校医への連絡

⑦関係機関への連絡

⑧校内検討委員会の設置

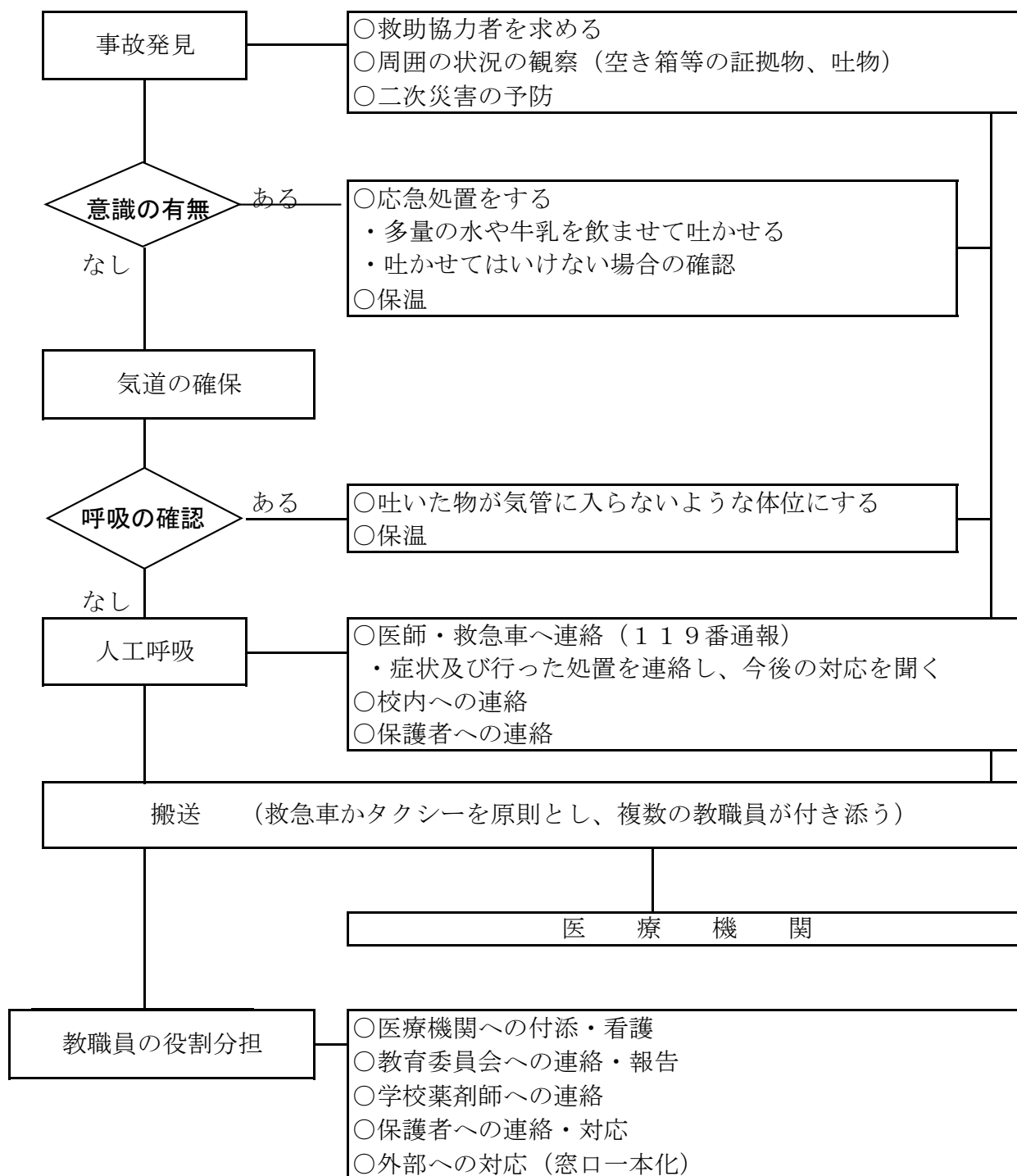
第3節 薬品事故発生時の対応

1 基本的な対応

(1) 基本的な処置

- ① 飲む ー薄めて吐かせる。救急処置をしつつ医師の指示を受ける。
- ② 吸入 ー新鮮な空气中に連れ出す。気道確保。人工呼吸。
- ③ 皮膚付着ー大量の流水で洗い流す。
- ④ 目に入るー大量の流水で洗い流す。専門医に受診する。

(2) 初期対応の概要



2 救急体制・連絡網

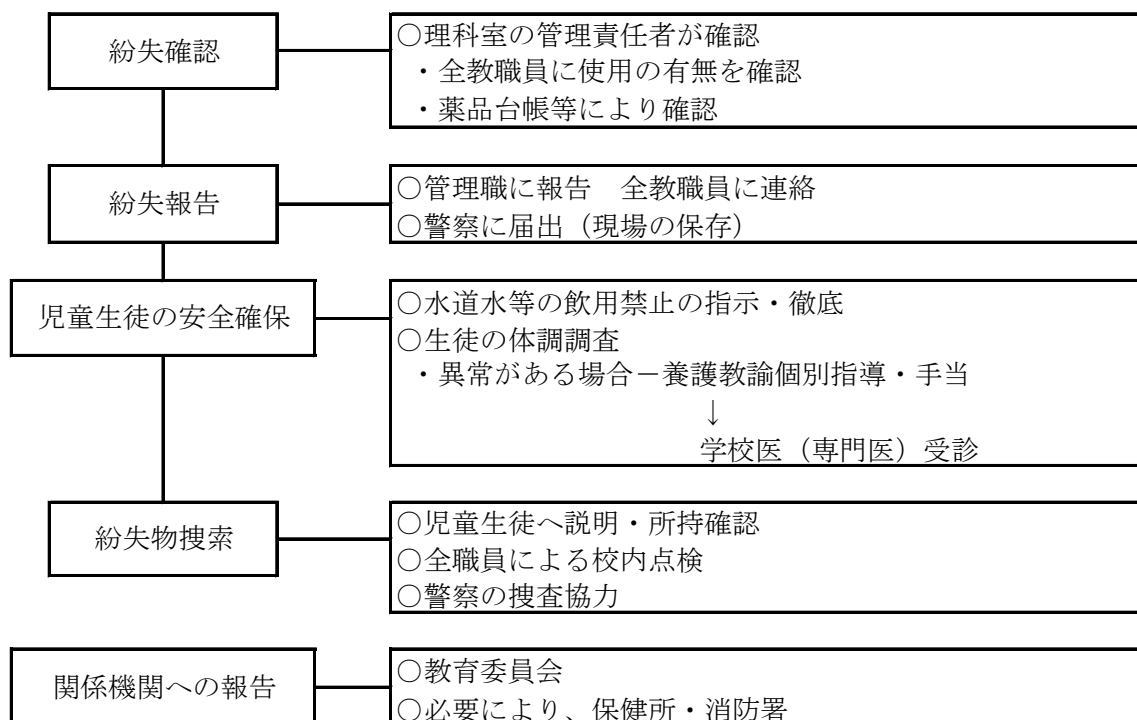
学校内の救急体制、医療機関等の電話番号、事故発生処理票及び受診票などを整備しておく必要がある。

3 盗難及び紛失への対応

(1) 対応のポイント

- ①外部からの侵入者による盗難である可能性とともに、紛失した薬品が水道水等に混入されるおそれがあるため、速やかな対応が必要である。
- ②生命に関わるような事件になりかねないことから、薬品の早期発見が大切である。
- ③薬品の紛失が学校の管理下で発生した場合、学校の責任が大きく問われることになるため、日常の安全指導及び安全管理が大切である。

(2) 緊急対応のフロー図



(3) その他の配慮事項

- ①安全管理を徹底し、紛失薬品の混入を防ぐ。
- ②保護者に事件の状況を文書で知らせ、理解と協力を求める。
- ③教育委員会との連携を密にし、適切な対応に努める。

第5章 避難所としての学校運営

第1節 学校が避難所となる場合の基本的な考え方

学校は教育施設であるが、災害が発生した場合、学校が避難所として重要な役割を果たすことになる。災害時における教職員の第一義的な役割は、生徒の安全を確保するとともに、学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むことであり、避難所運営は市町村災害対策担当部局が主体となって行うものである。しかしながら、学校が避難所となった場合、災害応急対策が円滑に行われるよう、教職員は避難所の運営について、必要に応じて積極的に協力すべきである。

○運営体制

運営体制を定める場合には、市町村災害対策担当部局の職員が配置されるまでの間、避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した体制とし、具体的な対応方策についても定めておく必要がある。

この場合、生徒が在校中に学校が避難所となり、生徒への対応と避難者への対応とが同時に求められる場合も想定しておく必要がある。

○初動態勢

校長をはじめ各教職員が早急に参集できず、避難所の運営を当初の計画のとおり行えない場合があっても、参集した教職員により少なくとも次のような業務を行う必要がある。

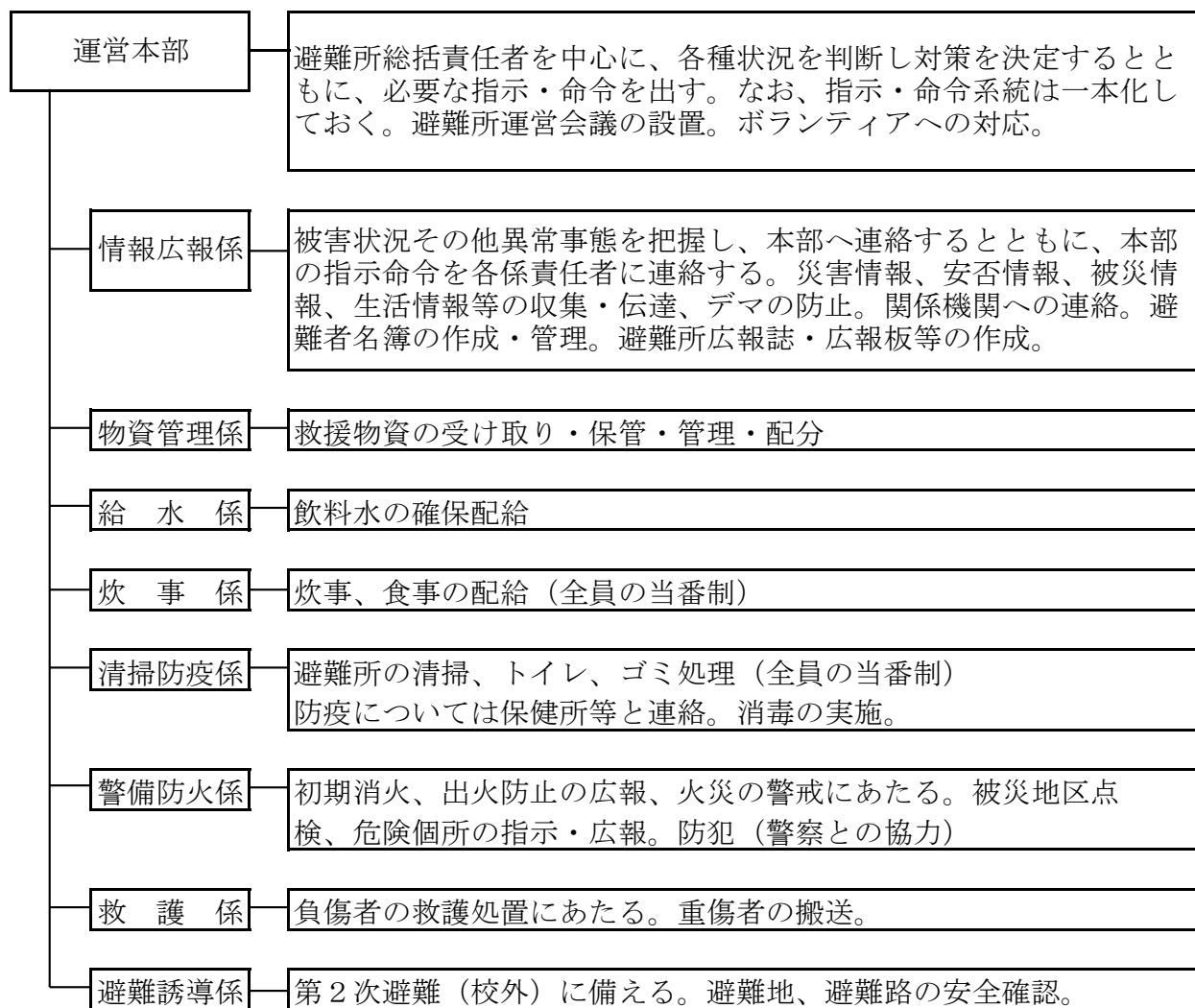
- ・ 校内にいる生徒の安否確認、避難誘導
- ・ 避難者の受け入れ、誘導
- ・ 救命、救急措置
- ・ 教育委員会、災害対策本部等との連絡、情報確認
- ・ 避難者への情報伝達
- ・ 備蓄物資の配給

○学校施設の使用

避難所となる場合の学校施設の使用は、それぞれの場所の機能を踏まえて判断する必要がある。

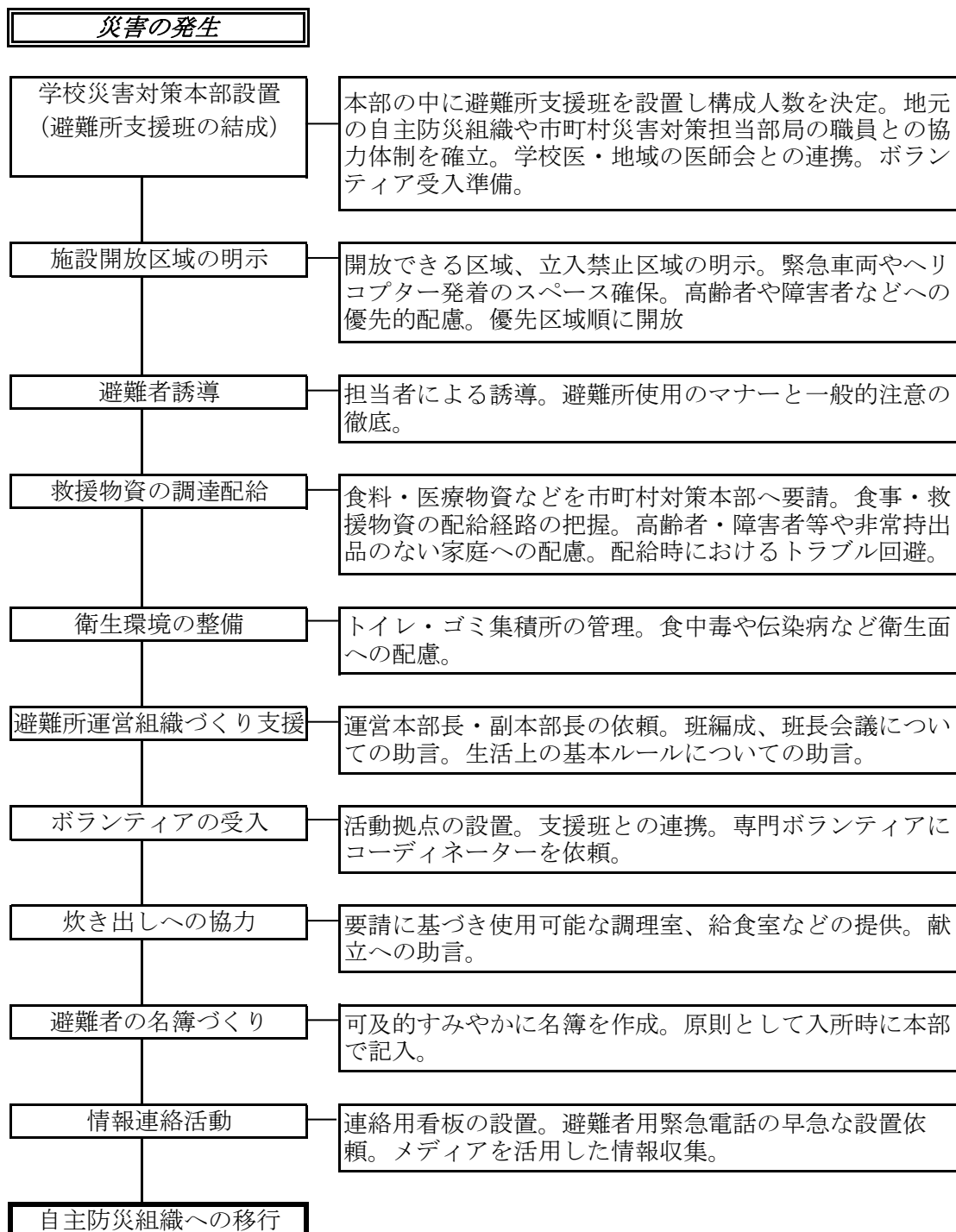
普通教室は、災害対策上やむを得ない場合に限り、適宜開放することとするが、学校教育活動の再開に備え、一定数は確保することが大切である。また、理科室などの特別教室は、薬品など危険物が置かれているため、原則として避難者収容のためのスペースとしては使用しないことが望ましい。

第2節 避難所の運営組織

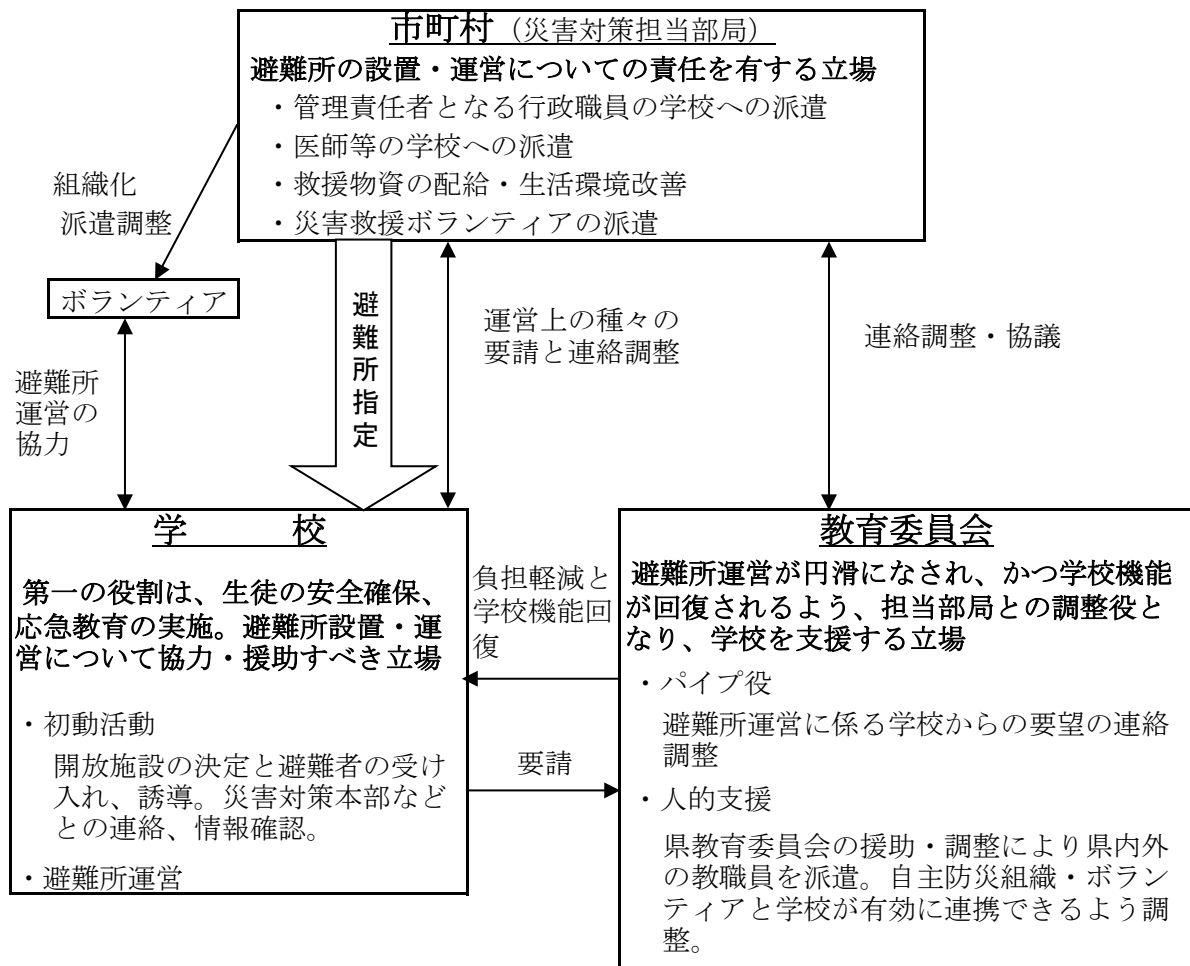


第3節 避難所設営に係る教職員の対応と運営の在り方

1 教職員の対応



2 運営の在り方



各種警報発令時の学校の対応について

平成31年度版 鳥取中央育英高等学校

＜基本的な対応の仕方＞

- 安全確保を最優先しながら、授業・行事等の計画通りの実施にも努める。
- 生徒の安全を確保できないと判断した場合は臨時休業等の措置をとる。
- 判断は午前6時時点で行うことを基本とする
- 臨時休業等の措置をとる際は、マチコミメール、本校HPで連絡

(2)

- (3) 警報が出ていても、天候の状況等回復の見通しがあれば通常の授業や行事を行う
(その場合は学校から特別な連絡をしない)。ただし、居住地域等により登校すべきかどうかを生徒・保護者が判断する(その場合欠席扱いとしない)。

- (4) 登下校時及び授業中における自然災害等の対応は別途「危機管理マニュアル」による。

＜対応の仕方に関する考え方＞

生徒の安全確保を最優先することは当然であり、気象庁が発表する各種の警報には細心の注意を払って学校の対応をする必要がある。同時に、学校の教育目標に基づいて計画された大切な一日を簡単にカットしてしまうことはできない。学校の教育は一日一日が生徒の人格形成のためにあり、そこに全力を傾注するのが学校の使命であり、授業や行事などはできるだけ計画通り実施すべきだと考えている。

よって、生徒の安全確保を最優先するとともに、できるだけ計画通り授業や行事などを実施するという基本方針の下に、臨時休校等の判断をしたい。生徒の安全確保のために注意を要する気象状況については前日から情報を収集し、その後の時間ごとの予報も参考にし、更に公共交通機関の運行状況等も考慮して、適切に判断したいと考える。

また、居住地域によって積雪や風雨等の状況が異なるので、登校すべきかどうかを一律に学校が指示するのではなく、生徒及び保護者が適切に判断し行動することを求めたい。したがって、そのような判断のもとに登校を控えた場合は欠席扱いとはしない。ただし、登校を控えた状況を報告することが必要である。

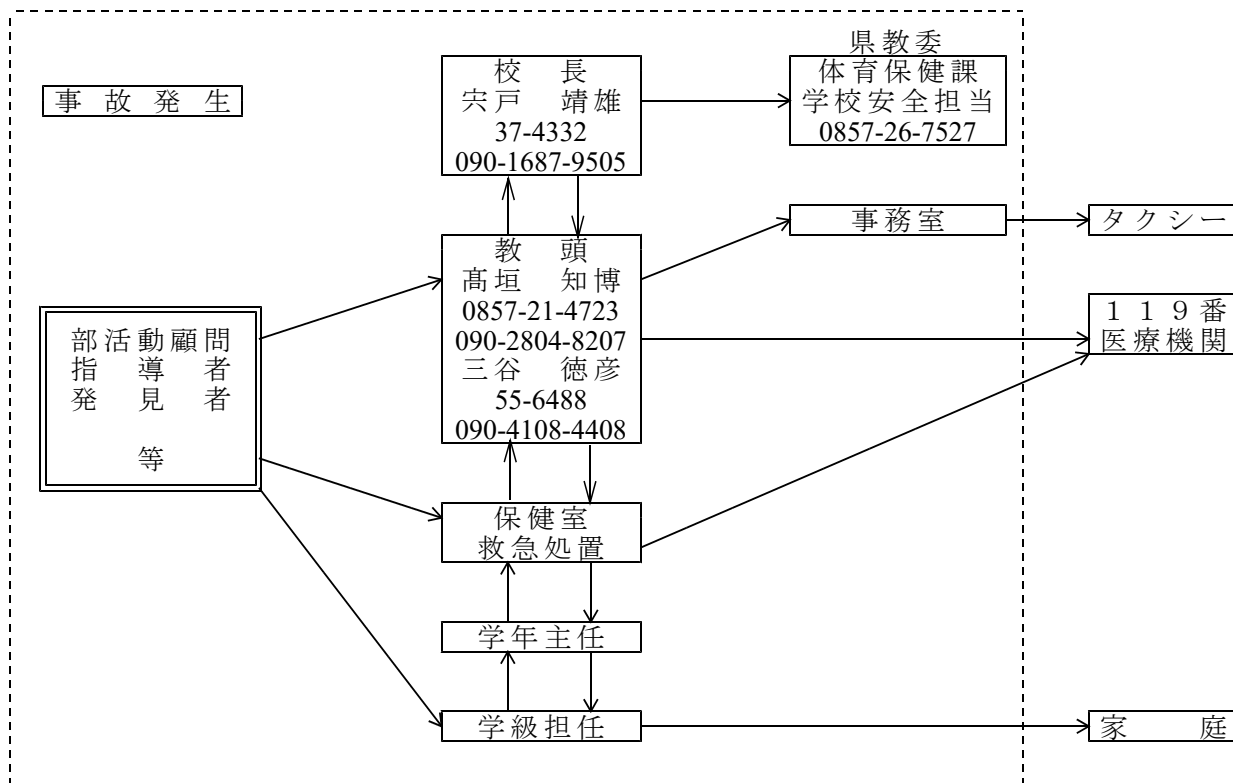
その他、自然災害等への対応は別途「危機管理マニュアル」による。

学校の事故災害発生時の緊急体制【令和元年度版】

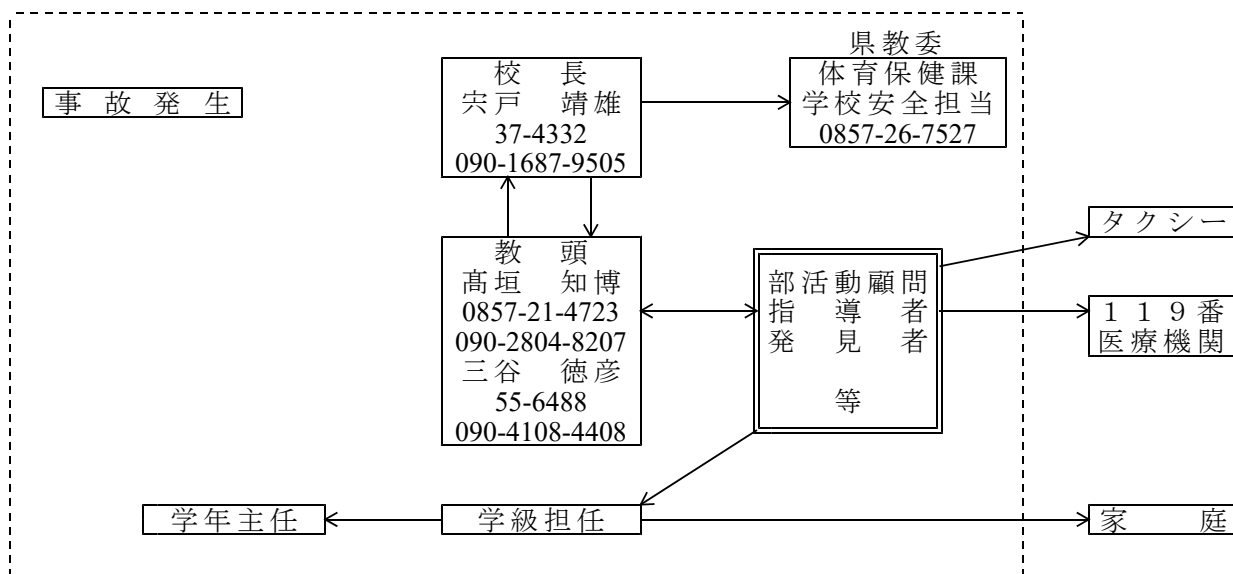
鳥取中央育英高等学校

学校管理下に於いて事故災害が発生した場合は、速やかに適切な応急措置が行われ、傷病の悪化防止と患者の苦痛の軽減を図って、医師の手に委ねるまでの過程において適切な措置がとれるよう、学校全体の連絡体制を示します。

1 平日



2 休日及び休業日



- (1) これは基本的な連絡体制であり、事故によってはこの限りではない。状況により臨機応変の対応をとること。
- (2) 家庭との連絡を密にし、必要な処置をとった後、できるだけ早く保護者と連絡をとること。
- (3) 付き添いに当たった場合は、負傷者の状況、経過を記録し、教頭に報告すること。
- (4) 病院で診断・治療を受けた場合は日本スポーツセンター災害共済給付金の対象となるので、事故現場に居合わせた者は事故状況を、教頭もしくは養護教諭に報告すること。